

京都府生物多様性地域戦略

～自然の恵みを次世代につなぐ
人と自然の共生プラン～

【中間案】

平成 30 年 3 月策定

令和 5 年 月一部改定

京都府

京都府生物多様性地域戦略

～自然の恵みを次世代につなぐ人と自然の共生プラン～

(案)

目次

第1章 戰略策定にあたって	5
1 京都府の歴史・文化と生物多様性	5
2 生物多様性とその成り立ち	5
3 なぜ生物多様性が重要なのか	6
(1) 京都の衣食住を支える	7
(2) 京都の暮らしの安全を支える	7
(3) 京都の文化と観光を支える	7
(4) 京都の生命のつながりの土台となる	8
4 国内外の情勢	8
【生物多様性条約から国家戦略、基本法まで】	8
【COP10 と愛知目標】	9
エスティージーズ 【持続可能な開発目標（S D Gs）】	9
【COP15 と昆明・モントリオール生物多様性枠組】	9
5 本戦略の目的、位置づけ	10
第2章 京都府における生物多様性の現状と課題	12
1 京都府の自然	12
【はじめに】	12
【京都府の地形】	12
【京都府の気候】	13
【京都府の森】	13
【京都府の里】	14
【京都府の川】	15
【京都府の海】	16
【京都府の生きもの】	16
2 京都府の各地域	18
【丹後地域】	18
【中丹地域】	18
【南丹地域】	19
【京都市域】	20
おとくに 【乙訓地域】	20
【山城地域】	21
3 京都府におけるこれまでの生物多様性保全の主な取組	21
【自然公園、天然記念物等の指定】	21
【「環境先進地・京都」としての取組】	22
【自然環境の調査・研究・保全】	23
【京都府の条例に基づく施策体系】	24
4 京都府における生物多様性の現状と課題	27
(1) 京都府における現状	27

(2) 解決すべき課題	28
第3章 戦略の目標と方向性.....	32
①長期目標（2050年）	33
京都が京都らしく、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいくため、従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めます。	33
②短期目標（2027年）	33
○森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全.....	33
○人の積極的な関与による里地域の再生.....	33
○早期対策による外来生物の脅威の排除.....	33
○生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成	33
第4章 行動計画	34
1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全.....	34
○30by30目標に向けた保護地域やOECMによる保全の推進（リーディングプロジェクト） ..	34
○企業をはじめとする多様な主体の取組を促進する「生物多様性パートナーシップ協定制度（仮称）」や「生物多様性企業認証制度（仮称）」の創設（リーディングプロジェクト）	34
【公共事業等】	35
【法律・条例に基づく保全】	36
【その他の保全活動】	36
2 人の積極的な関与による里地域の再生.....	37
○野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理（リーディングプロジェクト）	38
○ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用（リーディングプロジェクト）	38
【野生鳥獣害への対策】	38
【魅力的な地域づくり】	38
(里地域との交流)	38
(里地域の再生)	39
(里地域の産業振興)	40
【二次的自然の保全、回復】	41
3 早期対策による外来生物の脅威の排除.....	41
○地域と連携した外来生物防除の取組の推進（リーディングプロジェクト）	42
【普及啓発】	42
【防除活動】	42
4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成	43
○きょうと生物多様性センターと連携した生物多様性保全の取組の推進（リーディングプロジェクト）	43
【情報収集の強化】	44
【生物多様性保全の気運を高める】	44
第5章 推進方策	49
1 推進体制	49
(1) 府の役割	49
(2) 市町村の役割	50
(3) 府民の役割	52
(4) NPO等の民間団体の役割	51
(5) 企業の役割	50
(6) 大学・研究機関の役割	51
2 進行管理	52
(1) 数値目標	52
(2) 達成状況について	54

第1章 戦略策定にあたって

1 京都府の歴史・文化と生物多様性

京都府は、本州の中央付近、近畿地方に位置し、福井県、滋賀県、三重県、奈良県、兵庫県、大阪府の各府県と隣接しています。総面積は 4,613.21 km²、15 市 10 町 1 村を擁し、人口は約 260 万人となっています。

京都府は、北西から南東方向に長さ約 150 km の細長い形状で、中央部の丹波高原を境として大きく北部地域と南部地域に分けられます。北部地域は日本海側気候に属し、冬期に積雪が多く見られるのに対し、南部地域は比較的温暖な瀬戸内海型気候に属し、山間部や盆地では寒暖の差が大きいなど内陸性気候の特色も持ち合わせていることから、府内の生態系は変化に富んだ多様なものになっています。

京都府の南部は、くにきょう 恒仁京 (740 年)、ながおかきょう 長岡京 (784 年)、へいあんきょう 平安京 (794 年) が造営されるなど、古来より文化・政治の中心として栄えてきました。都周辺の山林では、炭焼きや柴刈りなどの日々の営みが行われていたほか、都の造営や社寺仏閣の建築に使用する木材を伐採していたこともあり、古くから人の手が入った里地里山が形成され、自然環境と共に存した文化が築かれてきました。また、広大な社寺林が信仰の対象として守られてきました。

一方、中部から北部にかけては、芦生や片波川源流に代表される原生林、希少な動植物が生息する大フケ湿原や八丁平、海岸部における屏風岩や琴引浜など特徴的かつ貴重な地質・地形、京都府の鳥であるオオミズナギドリの「最後の楽園」と言われる冠島といった、多種多様な自然環境が残されています。

こうした府内の自然環境は、数々の歴史の舞台として登場するほか、都を中心に花開いた文学や芸能、芸術、伝統産業などの京都文化に深く影響を及ぼし、山城、丹波、丹後の各地域においても様々な地域文化を育んできました。これらの地域文化は、各地域の固有の自然環境や生物多様性に大きく影響されてきたことは言うまでもありません。さらに、それぞれの地域（文化圏）がつながり、互いに支え合うことも重要なことであり、都が置かれて以来、消費地としての都と生産地としての各地域が、衣食住に関わる生産物を通して「自然共生圏」を構築してきました。

2 生物多様性とその成り立ち

生物多様性とは、生きものや生態系の豊かさを表す言葉であり、1985（昭和 60）年にアメリカの生物学者 W. G. ローゼンによって造語され、それ以降、世界中で広く用いられるようになりました。

生物多様性には「生態系」「種」「遺伝子」の3つのレベルがあるとされています。

①生態系の多様性

森林、草原、湿原、里地域、河川、海洋などの環境に応じて様々な生態系が存在すること。

②種の多様性

それぞれの生態系に適応して、様々な種類の動植物が生息・生育していること。

③遺伝子の多様性

同じ種の中にも、多様な地域差や個体差があること。長い年月をかけて各地域の環境に適応することで、それぞれの地域独自の遺伝的特性を持つグループ（地域個体群）ができます。また、個体間でも大きさや性質などにばらつきがあります。

さらに、これらを包含した「景観の多様性」という考え方もあり、生態系の組み合わせ（景観のタイプ）が多様であることを意味しています。景観の多様性は生物群集の多様性を支える基盤ともなります。

3 なぜ生物多様性が重要なのか

生物多様性は、長い歴史の中で、生物の進化という過程によって形成されたかけがえのないものであり、それ自体に大きな価値があります。

私たちの暮らしは衣食住や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。私たちは昔から、そのような恵みをもたらしてくれる自然に感謝し、畏敬の念をもって接していました。

一方、人間の営みが生物多様性に与える影響もあります。水田やその周辺の水路・ため池、薪炭林や農用林などの里山林は、人が利用して維持してきたことで、その環境に固有の生物多様性を育んできました。このように、自然と人とはお互いに有形無形の影響を与え合い、分かちがたく関係しながら、長い年月をかけて「共進化」を遂げてきました。

加えて、京都の特徴と言える伝統・文化は生物多様性と深く結びついてきたことも忘れてはなりません。京都は都が置かれて以来1,200年以上にわたり、生物多様性の恩恵を受けながら、様々な文化を生み出し発展させてきましたが、その一方で、建築や祭事のための動植物の利用を通じて里山を利用・維持してきたことなど、人間の文化が長い時間をかけて自然環境に与えてきた影響も大きなものがあります。

私たちはこうした京都の生物多様性がこれからも文化や伝統とともににあるよう、より

1 良いものとして未来に引き継いでいかなければなりません。

2

3 (1) 京都の衣食住を支える

4 私たちは、暮らしの中で、繊維、食料、木材、医薬品などの原料として様々な生物を利
5 用しています。さらに、生物の機能は産業への応用や農作物の品種改良などにも利用が可
6 能であり、豊かな暮らしにつながる有用な価値を持っています。京都においても、長い年
7 月をかけて地域の気候・風土に適応してきた京野菜や北山杉、良質で豊富な地下水を活か
8 した京料理や酒造り、京友禅などは京都の重要な産業となっています。地域に固有の生物
9 多様性は、伝統産業や食文化など私たちの衣食住を支えています。

10

11 (2) 京都の暮らしの安全を支える

12 生物多様性には、水質浄化、気候の調節、自然災害の防止や被害の軽減、天敵の存在に
13 よる病害虫の抑制などの機能もあります。例えば、適切な維持管理により多様で健全な森
14 林づくりを進めることは、土砂の流出や土砂崩れの防止、安全な飲み水の確保に寄与する
15 ものであり、また水田は雨水を一時的に貯留することで洪水を防ぐ機能を持つなど、世代
16 を超えて効率的に暮らしの安全性を保障することにつながっています。

17 また、豊かな生物多様性を持つ環境であれば、地球温暖化やそれに伴う気候変動
18 (豪雨や豪雪の頻発など)に対してもある程度は適応していくことができると考え
19 られています。

20

21 (3) 京都の文化と観光を支える

22 古来より日本人は、万物衆生との共生の宗教観を有しており、自然を尊重し、自然と共に
23 生することを通じて、豊かな感性や美意識を培い、多様な文化を形成してきたという土壤
24 があります。生物多様性はこうした精神の基盤を形成するとともに、伝統行祭事や美術工
25 芸、伝統芸能、茶道、華道、和食など豊かな日本文化の重要な要素になっています。これ
26 らの日本文化の中には、能・狂言、歌舞伎、茶道、華道、日本画、染織工芸、各種様式の
27 建築や庭園、京料理など、千年の都であった京都で生み出され、あるいは発展したもののが
28 多数あり、生物多様性は京都の伝統と歴史、そして未来へと続く文化を支えています。

29 京都府の重要な産業である観光も、生物多様性によって支えられています。庭園や
30 社寺林には固有の生態系が発達しているほか、「借景」にも用いられる森林、松林、
31 桜や紅葉の景観、棚田などの里山景観を含め、山紫水明の京都の四季の景色には生態
32 系の保全とその管理が欠かせません。祭事や伝統行事では、里山に生育する植物などが
33 利用されます。美山かやぶきの里、伊根の舟屋など、人と自然の共生の結果として
34 発達してきたいわゆる「文化的景観」を有する地域も、重要な観光スポットとなって
35 います。その一方で、丹後半島沿岸を含む「山陰海岸ジオパーク」には、貴重かつ多

1 様な地質遺産が多く存在し、新たな観光資源として活用されています。

2

3 (4) 京都の生命のつながりの土台となる

4 地球上の生きものは、生態系というひとつの環の中で深く関わり合い、つながりながら
5 生きています。そして、森林をはじめとした植物による二酸化炭素の吸収、酸素の放出、
6 蒸散を通じた気候の調節や水の循環、生きものの死骸や枯れ葉の分解・堆積による土壤の
7 形成、栄養塩の循環など、さまざまな働きを通じて、すべての生きものの存在にとって欠
8 かすことのできない基盤条件を整えています。

9

10 (5) 京都の自然・景観・伝統文化を守ることで日本・世界の自然・環境を守る

11 京都のために自然や景観、伝統文化を守ることは、日本の自然を守ることにもつなが
12 ります。たとえば、美山の茅葺き民家のカヤを葺き替えることで、その材料調達先の一
13 つである熊本の阿蘇や静岡の御殿場のススキ草原の生態系を守ることにつながります。

14 さらに、私たちが暮らしの中で生物多様性に配慮した農作物や製品、サービスを購入
15 することで、企業や生産者も配慮した商品の生産をやすやすやすやすやすやすやすやすやす
16 態系を守ることにつながります。

17

18 4 国内外の情勢

19 **生物多様性条約から国家戦略、基本法まで**

20 1992（平成4）年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地
21 球サミット）で、「気候変動に関する国際連合枠組条約」と「生物の多様性に関する条
22 約（生物多様性条約）」が採択され、1993（平成5）年に日本は18番目の締結国とし
23 て生物多様性条約に署名しました。生物多様性条約は、「生物多様性の保全」「生物多
24 様性の構成要素の持続可能な利用」「遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な
25 配分」を目的としており、その前文においては、経済、社会、人口、食糧、保健、科
26 学技術、女性の役割と参加についても言及がなされています。

27 その後、1995（平成7）年には日本最初の「生物多様性国家戦略」が策定されました。
28 国家戦略はその後数度の改訂が重ねられており、「新・生物多様性国家戦略」
29 （2002（平成14）年策定）では国家戦略を「『自然と共生する社会』を政府一体とな
30 って実現していくための総合的な計画」として位置付け、「第三次生物多様性国家戦
31 略」（2007（平成19）年策定）では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国
32 の施策の目標と取組の方向が定められました。

33 また、2008（平成20）年に公布された「生物多様性基本法」では、生物多様性の保
34 全と持続可能な利用について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び

1 民間団体の責務を明らかにし、都道府県及び市町村に対しても生物多様性地域戦略の
2 策定を努力義務としています。

3

4 **COP10 と愛知目標**

5 2010（平成22）年に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議
6 （COP10）では、生物多様性に関する新たな世界目標である「戦略計画2011-2020」
7 （愛知目標）や「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平
8 な配分に関する名古屋議定書」が採択されました。その他にも「生物多様性及び生態
9 系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム」（IPBES）や「生物多様性民間
10 参画グローバルプラットフォーム」の設立奨励、「SATOYAMA イニシアチブ国際パート
11 ナーシップ」（IPSI）や「生物多様性民間参画パートナーシップ」発足などの成果があ
12 りました。

13 そして、2012（平成24）年には、愛知目標が目指す自然共生社会の実現に向けたロ
14 ードマップを提示した「生物多様性国家戦略2012-2020」が策定されました。

15

16 **持続可能な開発目標（SDGs）**

17 2015（平成27）年には「国連持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発
18 目標（SDGs）」を含む「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が全会一致で採
19 択されました。SDGsは国際社会全体の開発目標として2030（令和12）年を期限とす
20 る17の目標を設定したもので、その中には貧困、飢餓、保健等と並び、海洋資源、陸
21 上資源についての目標が含まれており、「生物多様性の損失を阻止する」ことが明記さ
22 れています。それぞれの目標はバラバラではなく互いに関連し合ったものであり、生
23 物多様性の保全や気候変動の防止は安定な社会の基盤として位置づけられています。
24 さらに、生物多様性へ配慮行動を実践することは、産業構造や社会構造の変革へイン
25 パクトを与えるきっかけとなり、SDGsの目標12「持続可能な生産と消費」を確保する
26 ことや、目標11「持続可能な都市」づくりを推進していくことにも貢献します。

27 そういった国際的な流れを受け、我が国でも「持続可能な開発目標（SDGs）実施指
28 針」が策定され、その中ではSDGs推進にあたっての自治体の役割についても言及され
29 ています。

30 また、SDGsの推進の流れを受けて、グリーンインフラやEco-DRR（生態系を活用し
31 た防災・減災）等、自然環境の活用に向けた概念に注目が集まっています。2019年には
32 「グリーンインフラ推進戦略」（国土交通省）が策定され、2020年には「グリーン
33 インフラ官民連携プラットフォーム」が設立されるなど、国内でも自然環境の多様な
34 機能を活用した取組が広がっています。

1 · COP15 と昆明・モントリオール生物多様性枠組

2 2022（令和4）年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第
3 15回締約国会議（COP15）第二部において愛知目標に次ぐ新たな世界目標が「昆明・
4 モントリオール生物多様性枠組」として採択されました。この目標では、愛知目標と
5 して掲げた「自然と共生する世界」が引き続き目指すべき2050年のビジョンとされ、
6 その達成に向けて2050年グローバルゴールが新たに設定されるとともに、2030（令和
7 12）年までに「必要な実施手段を提供しつつ、生物多様性保全するとともに持続可能
8 な形で利用すること、そして遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を
9 確保することにより、人々と地球のために自然を回復軌道に乗せるために生物多様性
10 の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること。」といいういわゆるネイチャーポ
11 ジティブが掲げられました。

12 そして、2023（令和5）年3月に、2030年ネイチャーポジティブの実現のためのロ
13 ードマップとして「生物多様性国家戦略2023－2030」が策定されました。この戦略で
14 は、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全す
15 る「30by30目標」の達成に向け、保護地域に加えてOECM（※）による取組を進める生
16 態系の健全性の回復をはじめ、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実
17 行していくための5つの戦略と行動計画が示されています。

18
19 ※OECM（Other Effective area-based Conservation Measures）

20 「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、
21 文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の生息域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」

22 このような生物多様性に関する国内外の動きに対応し、地方公共団体が地域の自然
23 的社会条件に応じたきめ細やかな取組を進めていくことは、生物多様性保全と持続可
24 能な利用を進めて行く上で、きわめて重要な役割を果たします。

25
26
27
28 5 本戦略の目的、位置づけ

29 本戦略は、生物多様性基本法第13条に定める生物多様性地域戦略として位置付け、
30 生物多様性国家戦略を基本に、京都府の自然的・社会的特性や現状を踏まえて策定す
31 るものです。戦略の実施にあたって、府は、国、市町村、府民、NPO等の民間団
32 体、企業、大学・研究機関など多様な主体と緊密な連携を取りながら、施策を推進し
33 ていくこととします。

1 現在、私たちの暮らしや経済活動を支えてきた生物多様性が急速に失われつつあります。これからも生物多様性の恵みを受け、豊かな暮らしや経済活動を続けながら、京都の自然と深く結びついた京都らしい文化と暮らしを未来に引き継ぐためには、私たち一人ひとりが、生物多様性のことを正しく知り、行動する必要があります。

5
6 この戦略は、京都府における生物多様性の保全と持続可能な利用を定めた総合的な
7 基本計画として、京都府環境基本計画（第3次計画）のもと、京都府の生物多様性に
8 係る諸計画の上位に位置付けます。京都府の農林水産業や健康福祉、観光、商業等の
9 他分野における諸計画においても、本戦略と整合や連携を保つものとします。

10
11 なお、府内市町村においては、京都市が生物多様性地域戦略（平成26年「京都市生物多様性プラン」、令和4年「京都市生物多様性プラン2021-2030」）を策定しており、本戦略は京都市の戦略とも整合や連携を取りつつ、府域全体での横断的・大局的な戦略とするものとします。

15

第2章 京都府における生物多様性の現状と課題

1 京都府の自然

はじめに

私たちの暮らしが豊かで、生活環境が快適に保たれるのは、自然環境や生きものが生み出す生物多様性の恵みによるものが大きいと考えられます。

生物多様性の恵みから形成してきた京都の歴史・文化とともに暮らす私たちは、まず、京都府の生態系（自然環境や動植物）を知ることが大切です。

京都府の地形

京都府は南北に細長い形をしており、大別すれば、南東部の京都盆地、中央部の丹波高原、北西部の日本海沿岸地となります。

京都盆地は南北約40km、東西約12kmの南北に細長い盆地で、その北半分が京都市となっています。かつては大阪湾に連なる広大な入江の一部でしたが、その後、周辺の山地から運ばれた土砂の堆積により陸地となりました。盆地底は、琵琶湖から流れる宇治川や、周辺の山地から流れる桂川・木津川によってつくられた平野となっています。これら三河川は、盆地で合流して淀川となり、大阪平野を南西に流れて大阪湾に注いでいます。三川合流地点の周辺はもともと湖盆であり、広大な巨椋池が広がっていましたが、昭和初期に行われた干拓により、農地に姿を変えました。

また、京都府の中央部に位置し、桂川・由良川の分水嶺となっている丹波高原は、中国山地の東の延長にあり、高峻な山地はないものの、桂川・由良川とその支流によって浸食された谷が多くあります。三国岳、愛宕山、頭巾山、比叡山などの山は、浸食からとり残された堅い岩石の部分であると考えられます。高原内部には、断層谷や断層に起因する小盆地があり、北の福知山盆地、南の亀岡盆地がその代表的なものです。北西端には京都府で唯一の火山である田倉山（宝山）があり、その麓には溶岩台地である夜久野高原が形成されています。

丹後半島の先端・経ヶ岬から東の若狭湾沿岸は、出入りに富んだ典型的なリアス式海岸となっており、湾内には多くの小半島が突出し、宮津湾・栗田湾・舞鶴湾などの支湾が分岐しています。宮津湾奥には、日本三景の一つである天橋立があります。天橋立は、宮津湾の湾口から流れ込む潮流と風の作用によって、沿岸の土砂が運ばれて砂嘴となったものです。この砂嘴によって、その陸側には汽水性の潟湖である阿蘇海が形成されています。最西部の久美浜湾の湾口には、小天橋と呼ばれる砂嘴があ

1 ります。このような変化に富んだ景勝により、舞鶴湾から敦賀湾までの海岸は若狭湾
2 国定公園・丹後天橋立大江山国定公園に、網野から兵庫県にかけての海岸は山陰海岸
3 国立公園に指定されています。また、山陰海岸国立公園を中心としたエリアには、地
4 質学・地形学的に貴重で多様な地質遺産が見られることから、「山陰海岸ジオパーク」
5 として認定されています。

7 京都府の気候

8 京都府は、丹波高原のほぼ中央に位置する丹波山地を境にして北部と南部に大別さ
9 れ、南部は瀬戸内海型気候、北部は日本海側気候の特性を示します。

10 北部でも丹後半島地域は特に日本海側の特性が顕著で、福知山盆地から丹後山地一
11 帯は内陸性、舞鶴湾・宮津湾付近一帯は両者の中間の気候です。

12 南部では、亀岡盆地から南山城山間部にかけて、内陸性気候の特色をあわせ持ちま
13 す。また、近年では京都市の市街地を中心に、平均気温の上昇など、ヒートアイラン
14 ド化の傾向が認められます。

15 由良川、桂川流域では過去に台風による水害が多く発生しています。特に、平成 16
16 年の台風 23 号では、京都府下で 1 万戸以上の住宅が被害を受け、農林水産業被害は京
17 都府全体で約 225 億円に達するなど、平成期では最も甚大な被害を受けました。ま
18 た、近年、平成 25 年から 3 年連続で災害救助法が適用される水害の発生や、平成 30
19 年には 7 月豪雨や台風 21 号により合わせて 1 万 4 千戸以上の住宅の被害など、多数の
20 水害が発生しています。

22 京都府の森

23 京都府において、森林は府内面積の 74%を占め、多様な野生生物種が生息・生育し
24 ています。府内には標高 1,000 m 以上の山がないことから、ほとんどの地域が暖温帶
25 に属し、700~800 m 付近から上ののみが冷温帶となっています。原植生は暖温帶ではシ
26 イやカシなどの常緑照葉樹林、冷温帶でブナなどの落葉広葉樹林であると考えられま
27 す。

28 一方で、京都府は千年の都を擁してきたこともあり、山地にもきめ細かく人手が加わ
29 っているため、森林の大半がアカマツやコナラなどの二次林（天然林が伐採や災害の後
30 に自然に再生した林）であり、自然植生が残っているところはごくわずかです。その中
31 では、丹後半島では特に中心部で落葉樹林が発達し、ブナ、シデ類が優占する自然度の
32 高い森林が残されており、岩戸山（福知山市）、片波川源流域（京都市）、京都大学芦生
33 研究林（南丹市）にも原生的な環境が保存されています。

34 35 また、府内には社寺仏閣を取り巻く鎮守の森（社寺林）が多く存在しています。これ
36 らの森林は古くからそのままの姿で保存され、原植生の要素を残しているものと考えら

1 れ、かつてのその地域の自然を知る手掛かりとなっていることもあります。特に賀茂
2 御祖神社（下鴨神社、京都市）の「糺の森」は、平安京以前の山城原野の植生の名残
3 を留めています。

4

5 昨今は林業の停滞などにより、森林の適切な管理が困難となるケースが増えていま
6 す。放棄林の増加は、森林の衰退による土壌の流出や、マツ枯れ・ナラ枯れの拡大な
7 どの問題を招いています。また、ニホンジカなどの野生鳥獣による森林への被害も深
8 刻で、樹皮剥ぎなどによる樹木の枯死、過度の採食による下層植生の消滅のため、生
9 態系への影響が出るだけでなく、森林の保水力の低下により洪水や土砂崩れのリスク
10 が上昇するおそれがあります。

11

12 森林の多面的機能（二酸化炭素の吸収、土砂流出の防止、水源の涵養、木材の供給
13 など）を持続的に発揮していくため、森林の整備・保全とあわせて、林業・山村の振
14 興、府民参加の森林づくりなど総合的な施策により、適切な森林の整備・保全を確実
15 かつ継続的に進めていく必要があります。

16

17 京都府の里

18 里地域では、水田・水路、ため池のほか、雑木林、鎮守の森（社寺林）、屋敷林な
19 ど、人の適切な維持管理により成り立ってきた多様な環境がつながり合い、ネットワー
20 ークを形成しています。そこには、秋の夕暮れの赤とんぼや、小川を泳ぐメダカなど
21 多様な生きものが住み、私たちとふれあってきました。また、水田では田植えや稻刈
22 りなどの節目ごとに祭りや祈りの行事が発展し、里山の林は薪炭用材の伐採、林産物
23 や落葉の採取などを通じて地域住民に持続的に利用され、私たちの生活を支える身近
24 な生活基盤となっていました。

25

26 近年は、生活様式の変化を背景に、雑木林（二次林）を薪炭林などとして利用する
27 ことがなくなり、農山村では過疎化・高齢化の進行による管理放棄と常緑樹林への遷
28 移、都市近郊では土地利用転換が進んでいます。また、ニホンジカやイノシシなどの
29 鳥獣による被害が増加し、生態系に大きな影響を与えるだけでなく、農林業に深刻な
30 被害を及ぼし、人の財産や生命にも危害を加えるようになりました。水田を中心とした
31 稲作水系でも、農業形態の変化などに伴い、これまで身近に見られた生物種が減少
32 しています。

33 他方で、そこには、美しい自然是もとより、豊かな海の幸・山の幸、独特な環境か
34 ら生まれた民家や特産品など、自然との共生により育まれてきた素晴らしい文化が息
35 づいています。

京都府では、平成 19 年に初めての里地里山の国定公園として「丹後天橋立大江山国定公園」が指定されました。また平成 28 年に指定された「京都丹波高原国定公園」も、芦生の森などの原生的な自然に加え、かやぶき屋根の集落や北山杉による林業景観、鯖街道など、自然と寄り添う暮らしと文化遺産が一体となった景観が高く評価されました。

国定公園に限らず、それぞれの地域が持つ素晴らしい自然環境や原風景を活かした地域創生の動きが高まりつつあります。

京都府の川

京都府の河川は、若狭湾、日本海に注ぐ河川と、淀川水系に属する河川の二つに大別されます。前者には一級河川の由良川、丹後半島の竹野川をはじめとする二級河川があり、後者には一級河川の宇治川、木津川、桂川があります。

由良川は丹波高原の三国岳を源流域とし、流域には、貴重な原生林を残す京都大学芦生研究林、「虹の湖」とも呼ばれる美しいダム湖を持つ大野ダムなどがあり、河口付近は白砂青松の砂浜が広がる海岸となっています。

由良川は河口から約 20 km 上流まで河床の標高が海面より低いため、海水が川を遡り、長大な汽水域が形成されます。河口から 10 km 以上離れた内陸部でもボラやスズキなどの海魚が生息しており、これは、急峻な河川が多い日本では珍しい現象です。

由良川は度重なる洪水により人々の生活を脅かしてきた一方で、水運、生活・農業用水など様々な形で利用されてきました。由良川はアユの漁場として知られるほか、サケが放流され遡上する川としては日本海側の南限となっており、流域では市民によるサケの保全活動が行われています。淀川水系の流域は、古来より日本の政治・文化・経済の中心地であり、淀川も瀬戸内海や西国と京の都を結ぶ交通の大動脈となっていました。仁徳天皇が造らせたとされる茨田堤、豊臣秀吉による宇治川・巨椋池の大規模改修、江戸時代の角倉了以による高瀬川の開削など、大規模な河川改修も古くから行われており、1890 年には、琵琶湖の水を京都に水を供給する琵琶湖疏水が完成しています。

流域では長年にわたり大きな水害に悩まされていましたが、昭和 28 年の台風 13 号は淀川に史上最悪といわれる大洪水をもたらしました。それを契機に、昭和 29 年には「淀川水系改修基本計画」がまとめられ、同計画に基づく河川総合開発の一環として、天ヶ瀬ダム、高山ダムの建設が行われました。その後も淀川大堰、日吉ダムなどが建設されています。

一方で、宇治川、木津川、桂川にはそれぞれ特色ある魚類相が存在し、河川敷も鳥類をはじめ多くの動植物の生息地となるなど、河川周辺には様々な生物が存在しています。

1 近年はオオクチバスやブルーギルなどの外来魚により、在来魚が甚大な影響を受け
2 ており、駆除に向けた取組が進められています。

4 京都府の海

5 京都府の海岸は、府北部の日本海側に位置し、福井県境から兵庫県境までの総延長
6 317km の丹後沿岸があります。この長さは、海に面する 39 都道府県のうち 32 位にあ
7 たり、決して他都道府県と比べて長いものではありませんが、そこには岩礁、転石
8 浜、砂浜、砂嘴、リアス式の深い内湾、潟湖など海岸地形の主要な構成要素がほぼ全
9 て揃っており、極めて変化に富んだものとなっています。

10 こうした地形から、沿岸には日本三景の一つ「天橋立」をはじめ、舞鶴湾などのリ
11 アス式海岸、丹後松島などの海岸段丘、犬ヶ岬などの海食崖といった変化に富んだ地
12 形と風光明媚な景勝地が、優れた自然景観を形成しており、海岸線は若狭湾国定公
13 園、丹後天橋立大江山国定公園、山陰海岸国立公園に指定されています。

14 夏には、海水浴などのリクリエーションの場として、また冬には、海の味覚や温泉
15 を楽しむ保養地として、地元はもとより京阪神からも多くの人々が訪れています。

16 また、海岸や海洋には、砂丘や断崖、大陸棚など、その形状に応じて、固有の動植
17 物が生育生息しています。陸域、陸水域、汽水域、海域が接し、それらの相互作用の
18 もとにある浅海域は、海洋生物の繁殖、産卵、生育、採餌の場として、多様な生息生
19 育環境となっています。

20 このように京都府の沿岸・海洋は、優れた自然景観を持つと同時に、豊かな漁場と
21 して私たちの命を支えています。

22 しかしながら、近年は、護岸工事などによる海岸の改変、海洋環境の汚染、過剰な
23 漁獲、外来生物の侵入のほか、地球温暖化や海洋酸性化といった地球環境の変化によ
24 る影響が懸念されています。

27 京都府の生きもの

28 京都府内で確認される野生生物種をとりまとめた「京都府自然環境目録」(平成 27 年
29 作成) では、掲載している野生生物の種数は 13,074 種であり、うち動物が 8,212 種、
30 植物・菌類が 4,862 種となっています。

31 京都府の植物相は、海岸から低地、丘陵、低山まで、標高 700~800 m 程度までが照
32 葉樹林帯で、シイ群落やカシ群落が見られます。それ以上の標高では夏緑広葉樹林帯と
33 なり、イヌブナ群落やブナ群落が出現します。また、京都府には標高 1,000 m 以上の山
34 がないため、亜高山帯以上の植生は見られません。一方、内陸性の気候を持つ地域では、
35 中間温帯林と考えられるモミ群落、ヒノキ群落、スギ群落などが見られます。

1 このような原植生に対して、人の定住、伐採などの影響を受けて、里山などでコナラ
2 群落やクヌギ群落の二次林やスギ・ヒノキの植栽林、モウソウチク林などが成立してい
3 ます。また、市街地でも、社寺林や庭園、町家の庭などにおいては、人が長年管理して
4 きたことで、珍しいコケ類や地衣類が多く生育しています。

5

6 動物相は、京都府の多様な地理条件を反映したものとなっています。

7 日本海側では久美浜湾や宮津湾などでカイツブリ類、カモ類、カモメ類などの水鳥の
8 集団越冬地が見られるほか、若狭湾に浮かぶ冠島はオオミズナギドリの集団営巣地と
9 して天然記念物に指定されており、くつじま沓島とともに独自の生物相を形成しています。貝類で
10 は、日本海側の産地が京都府以外に数ヶ所しかないハマグリ、イボニナ、カワアイなど
11 の希少種が阿蘇海や久美浜湾に生息しています。森林においては、数少ない自然林である
12 京都大学芦生研究林（南丹市）が貴重な動物の宝庫となっており、哺乳類ではニホン
13 カモシカ、鳥類ではコノハズクやオオタカ、両生類ではハコネサンショウウオなど、多
14 くの生物の重要な生息地となっています。クロホオヒゲコウモリなど、府内ではほぼ芦
15 生研究林にしか生息しない種もあります。

16 京都府の河川は由良川など日本海へ注ぐ河川と琵琶湖・淀川水系の河川に大別され、
17 前者はハゼ類、クサフグなど海洋性起源の魚種やサケ、イトヨなど通し回遊性の魚種、
18 後者はコイ目やナマズ目などの純淡水魚種が特徴となっており、さらに宇治川にはビワ
19 コオオナマズやニゴロブナなど琵琶湖水系の固有種が加わり一段と多様になっていま
20 す。貝類も、オグラヌマガイなど淀川水系の固有種が多く存在します。

21 宇治川、木津川、桂川の三川合流地点周辺にはかつて巨椋池が広がっており、イタセ
22 ンパラやヨドゼゼラなどこの地域に局在する種が多数生息していました。干拓により消
23 滅した現在においても、周辺にはコイ、フナ、モロコなどが生息しており、かつての豊
24 富な魚類相の名残を留めています。また、干拓地はシギ類やチドリ類の渡りの中継地と
25 なっているほか、向島（宇治市）の宇治川河川敷に広がる近畿地方最大級のヨシ原には、
26 数万羽といわれるツバメが飛来します。

27 京都市内には、八丁平や片波川源流域など原生的な自然が残るエリアがあり、特に八
28 丁平は多くの湿性植物やコケ類のほか、ハッチョウトンボの重要な生息地となっています。
29 鞍馬山には良好な広葉樹林が残され、貝類やコケ植物などの希少種が見られます。
30 市街地においても、深泥池（みどろがいけ／みぞろがいけ）は生物群集が天然記念物に
31 指定されるほど貴重かつ多様な生物が生息しています。

32 また、北山の貴船や鞍馬はかつては昆虫の採集や調査地として有名であり、カスミハ
33 ネカなど多くの種のタイプ産地となっています。

34

35 これら京都府内に分布する生物は、その種の地理的分布の辺縁となっている種も多く、
36 学術的にも重要です。

2 京都府の各地域

丹後地域

丹後地域（宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）は、京都府の最北部に位置しています。丹後半島の東と西には、それぞれに砂州を持つ宮津湾と久美浜湾があり、南には大江山連峰、中央には丹後山地が連なり、その中央部を竹野川が流れています。気候は四季の変化に富む日本海側気候で、夏は気温が高い日が続き、晚秋から冬にかけては「浦西」といわれる季節風とそれに伴う時雨現象で不安定な気候となります。冬には特に山間部を中心に豪雪地帯となります。こうした厳しい自然環境にありながら、良質な水や適度な湿気が、稲作などの農林水産業や織物業といった産業を発展させてきました。また、沿岸部では漁業が盛んで、クロマグロやカレイ、ズワイガニなどが水揚げされるほか、久美浜湾ではカキの養殖が行われています。

他方、丹後地域は、いわゆる「丹後王国」として大和朝廷に比肩する独自の繁栄を遂げてきたと言われ、丹後七姫、浦島太郎、徐福など数多くの伝説や民話が存在するほか、わが国最古の製鉄所遺跡である遠處遺跡製鉄工房跡、江戸後期の北前船で繁栄した豪商の住宅、重要伝統的建造物群保存地区の「伊根浦舟屋群」や「ちりめん街道」などもあり、独特の歴史・文化のある地域です。

また、丹後は豊かな自然に恵まれた地域でもあります。日本でも数少ない希少種のアベサンショウウオが生息する地域であり、また、阿蘇海には日本海では珍しいハマグリが生息しています。世屋高原地区（宮津市）には近畿でも有数のブナ・ミズナラなどの落葉広葉樹林が広がるほか、棚田などの伝統的な里山集落景観を残した地域としても注目されています。京都府最北端である経ヶ岬より西の沿岸部は、「山陰海岸ジオパーク」の一部となっており、屏風岩や琴引浜といった特徴的かつ貴重な地質・地形が見られるだけでなく、袖志の棚田のように地形を上手に利用した人々の生活・文化もあり、それらは現在でも地域の人々の手によって守られ、受け継がれています。

中丹地域

中丹地域（福知山市、舞鶴市、綾部市）は、京都府の北部地域に位置しています。この地域は、若狭湾の美しい白砂と透き通った海、大江山連峰で見られる雲海、地域を貫流する由良川の豊かな流れ、緑豊かな里山の風景や美しい星空、冠島や沓島などの離島といった、多様な自然環境を有するところです。福井県との県境にある青葉山は、この山にしか自生しない絶滅寸前種のオオキンレイカをはじめ、きわめて貴重な種が多数分布しています。冠島や沓島はオオミズナギドリやウミネコなど、鳥類の繁殖地としても有名です。由良川はアユやサケが遡上する川であり、日本海側では希少種のオヤニラミの分布の東限、アジメドジョウの西限ともなっているほか、長大な汽水域を持つことから、福知山市など内陸でもボラやスズキなどの海魚が生息していま

す。また、由良川流域は古くから水害に悩まされてきた地域でもありました。福知山城（福知山市）周辺には、かつてこの地域の領主であった明智光秀が洪水対策として設置したといわれる蛇ヶ端御藪（明智藪）があり、現在では京都府最大のサギの集団繁殖地となっています。

古墳時代には、^{きさいちまるやま}私市円山古墳をはじめとした数千基の古墳が築かれてきました。また、この地域ならではの自然環境から得られる豊かな食は、古くから多くの人を魅了しており、現在でも、日本海で獲れるカニや丹後とり貝などの海の幸、緑豊かな自然の中で育った万願寺甘とうや紫ずきんをはじめとした京野菜、丹波栗・丹波松茸といった山の幸などに恵まれています。

他方、丹波山地の山々と日本海に囲まれた中丹地域は、豊かな自然を背景に、歴史的に南丹や丹後と連携し、暮らしや文化の経済圏を形成してきました。明治以降には、由良川の護岸対策として植えられた桑を活用した養蚕業が盛んに行われています。

南丹地域

丹波地域（亀岡市、南丹市、^{きょうたんば}京丹波町）は、京都府のほぼ中央に位置しています。^{かんのんとうげ}観音峠から南丹市美山町にかけては、京都府の分水嶺となっており、東部・南部を流れる桂川は大阪湾に、北部・西部を流れる由良川は日本海に注ぎます。北部地域は、東部に「京都の屋根」と呼ばれる急峻な山間地域が連なる一方、西部は高原地域となっており、芦生の原生林などの緑豊かな自然環境に恵まれています。

芦生には京都大学芦生研究林があり、原生林を含む大規模な天然林が残されていることから、希少種を含む非常に多くの種類の動植物が生息しています。また、桂川の流域では絶滅寸前種のアユモドキが生息しており、平成29年には亀岡市の魚に指定されるなど、市や市民の皆さんによる保全活動が行われています。

桂川や由良川は、古くは人や物資を運ぶ重要な交通手段として利用され、豊かな食や木材を都に供給してきました。桂川は亀岡市から京都市にかけて保津川峡谷を形成し、保津川下りやトロッコ列車など観光の名所にもなっています。また、山陰道、篠山街道は物資のみならず文化も行き交い、街道沿いは宿場町として賑わいました。

そのため、この地域には、城下町や集落で育まれてきた郷土料理、伝統文化、伝統技術、祭りや文化財などの地域資源が豊富にあります。また、大学をはじめとした教育機関も充実しています。農業も盛んで、特に丹波黒豆の産地として有名です。旧和知町で生産される黒豆は「和知黒」と呼ばれ、南丹地域を代表するブランドとなっています。

近年は人口減少や生活様式、産業構造の変化などにより、地域の人々の暮らしと自然環境との関わりが薄れつつありますが、ここでは地域の努力によって「美山かやぶきの里」（南丹市）などの日本の原風景が維持保存されてきました。平成28年3月に

1 は、この美山地区を含む丹波高原の広大な区域が、「森林生態系や河川生態系等の多様
2 な生態系が文化的景観と相まって雄大で美しい景観を有し、傑出性が高い風景地」と
3 して「京都丹波高原国定公園」に指定されました。

5 京都市域

6 京都市は約 828 km² という府内一の面積を有しており、その面積は京都府全体の約
7 18%を占めています。市域の南部は京都盆地に含まれ、平安京の造営（794 年）以来
8 政治・文化の中心地として栄えてきた地域であり、三山（東山、北山、西山）や
9 鴨川、桂川、宇治川が織りなす自然に恵まれています。比叡山、大原、鞍馬、高雄、
10 嵐山、大文字山など京都市内を取り囲む山々や伏見稻荷大社、清水寺、西芳寺
11 （苔寺）などの名所・旧跡を一周する「京都一周トレイル」は、身近に自然を親しむ
12 ことができるコースとして多くの人々が訪れています。また、市の中心部を流れる鴨
13 川にも多くの鳥や植物のほか、オオサンショウウオも生息しています。

14 市街地においても社寺林や庭園などは文化や観光の面で人を惹きつけるだけではなく、その中には固有の生態系が築かれており、他ではあまり見ることができないコ
15 ケ・シダ類が生息しています。中でも下鴨神社の「糺の森」は、平安京以前の山城原
16 野の植生の名残を留める貴重な森林でもあります。また、桜の古木の並木は都会では
17 珍しいキマダラルリツバメなどのすみかとなり、町家の庭は「都市の森」として生き
18 ものの生息場所を提供してきました。京都盆地のほぼ北端に位置する深泥池は、面積
19 約 9 ha の小さな池でありながら、多くの希少種を含む非常に多様な生物が生息するホ
20 ットスポットとなっています。

21 一方、市域の北部は、古くから北山杉の生産をはじめとした林業が盛んに行われて
22 きた山間部であり、原生的な自然を残す片波川源流域や、八丁平の高層湿原など、多
23 様な自然が残されています。平成 29 年には、峰定寺の神木である「花背の三本杉」
24 が日本一の樹高（62.3 m）であることが林野庁の調査により確認されました。

27 乙訓地域

28 乙訓地域（むこう ながおかきょう おおやまざき 向日市、長岡京市、大山崎町）は京都府南西部に位置し、西部一帯が西
29 山、中央部は平坦で農地や住宅地、工業地帯があり、東南部は桂川・宇治川・木津川
30 の三川合流地帯となっています。乙訓地域は長岡京の造営（784 年）以来の長い歴史
31 がある地域であり、戦国時代には「天下分け目の天王山」で有名な「山崎の戦い」の
32 舞台になっています。

33 乙訓地域は京都と大阪をつなぐ交通の要所の地であり、東海道新幹線や名神高速道
34 路など基幹的交通施設が集中しています。東部地域は電機・精密機械系の企業が立地
35 している一方、古くから竹の産地として知られており、タケノコや京銘竹の生産も盛

1 んです。8種類の竹垣が整然と連なる「竹の径」は、竹林浴の名所として知られています。

2
3 また、乙訓には西山の山地、丘陵地、平野部、桂川の河川敷という地形の変化があり、それぞれの環境に応じて多様な生物が生息しています。特に天王山一帯は、都市近郊でありながらシイなどの自然林が残る自然豊かな地域であり、ウグイス、メジロなど多くの野鳥を見ることもできます。

8 山城地域

9 京都府の南部にあたる山城地域（宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川
10 市、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南山城村）は、京都
11 都・奈良・大阪を結ぶ歴史的な文化地域です。

12 東は信楽山地、西は京阪奈丘陵に挟まれ、宇治川、木津川、桂川の合流点を要に山城盆地が扇状に広がり、河川に沿った地域を中心に市街地が発展し、背後の丘陵地や山地は、茶畠や竹林を含む緑豊かな地域となっています。

13 この地域は、恭仁京（木津川市）の造営（740年）に代表されるように歴史の舞台
14 として登場する地域でもあり、貴重な社寺や史跡が多く存在します。また、山城盆地
15 西部にかつて存在した巨椋池は、宇治川・木津川・桂川の合流する一大遊水地帯となっていました。巨椋池は昭和初期に干拓事業により消滅しましたが、干拓地は広大な水田となり、コミミズクやチュウヒなどの猛禽類が見られるほか、水路でもナマズやフナ、希少種のヨドゼゼラなどが生息しています。この地域の自然環境や歴史は、多様な文化芸術を生み、産業を発展させてきました。名産品の宇治茶は日本の茶を代表するブランドとなっており、鎌倉時代に生産が始まられて以来約800年の間、多くの人々に愛飲され続けてきました。また、世界的な先端研究拠点である関西文化学術研究都市を擁し、時代を超えた産業振興の地域へと発展しています。

25 26 3 京都府におけるこれまでの生物多様性保全の主な取組

27 自然公園、天然記念物等の指定

28 京都府域では、昭和25年に日本初の国定公園である琵琶湖国定公園が指定されたのを皮切りに、若狭湾国定公園、山陰海岸国立公園が相次いで指定されてきたほか、「京都府立自然公園条例」（昭和38年制定）に基づいて笠置山、るり渓、保津峡の各府立自然公園が指定されました（昭和39年）。

29 その後、平成19年には、国定公園の新規指定としては全国でも17年ぶりとなる「丹後天橋立大江山国定公園」が指定されました。これは京都府の地域名称を冠した国定公園としては初のものです。さらに平成28年、人と自然の相互作用により生み出された

1 景観（文化的景観）が高く評価され、「京都丹波高原国定公園」が指定されました。691
2 km² もの面積を持つ同公園の指定により、京都府の面積の約 21%が自然公園に含まれ
3 ることとなりました。

4

5 一方、府内には国の天然記念物として保護されている生物やその生息地が存在します。
6 1924（大正 13）年には、若狭湾に浮かぶ冠島が「オオミズナギドリ繁殖地」として、
7 その全域を天然記念物に指定されました。その後、昭和初期には「深泥池水生植物群（現
8 名称：深泥池生物群集）」「比叡山鳥類繁殖地」「^{おおた}大田ノ沢のカキツバタ群落」「^{じょうしょうじ}常照寺
9 （現在の常照皇寺）の九重ザクラ」など、京都府の特色ある生物や環境が次々と指定
10 されました。最近では平成 19 年に琴引浜が国指定天然記念物に指定されています。こ
11 のように、京都府の天然記念物には史跡名勝だけでなく、自然環境に関わるものが多く
12 存在します。

13 また、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」により、^{ぜんのうじなが}善王寺長
14 岡（京丹後市）がアベサンショウウオの生息地保護区として国により指定されました（平
15 成 18 年）。

16

17 山陰海岸国立公園を中心とした山陰海岸地域は、多様かつ貴重な地質・地形を多く有
18 することから、「山陰海岸ジオパーク」としてユネスコ世界ジオパークに認定されました。
19 それらの地質遺産からは、日本列島がユーラシア大陸から分かれて日本海が形成さ
20 れる過程を確認することができます。また、この一帯では地質遺産のほかにも、地域の
21 地質・地形・気候を活用した多様な生活文化が各地で見られます。

23 「環境先進地・京都」としての取組

24 1997（平成 9）年に京都市で開催された気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）
25において、温室効果ガスの削減目標を定める「京都議定書」が採択されたことは、京都
26 府民の地球環境保全に向けた意識を大きく高揚させるきっかけとなりました。その後京都
27 では、「京都議定書誕生之地」として、「環境先進地・京都」にふさわしく、官民間わ
28 ず様々な主体による取組が進められてきました。府においても、平成 11 年には「^{アース}京と
29 地球の共生計画－地球温暖化対策推進版－」を策定し、全国トップレベルの温室効果ガ
30 ス削減目標を掲げたほか、平成 21 年には全国初となる電気自動車等の普及促進を目的
31 とした「京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例」を制定するなど、全国に先駆
32 けた取組を行っています。

33

34 2010（平成 22）年には、世界で地球環境の保全に多大な貢献をされた方々の功績を
35 讃え、永く後世に伝えるために、「KYOTO 地球環境の殿堂」を創設し、その功績を広
36 く世界に発信しています。そして、令和 2 年開催の第 11 回「KYOTO 地球環境の殿堂」

表彰式において、京都府知事が「令和 32 年（2050）年までに温室効果ガス排出量の実質ゼロ」を目指すことを宣言し、脱炭素社会の実現に向けて、積極的に取組を進めています。また、環境分野で功績のあった研究者も顕彰している国際賞「京都賞」が 1984（昭和 59）年に稻盛財団により創設され、同分野の発展に寄与しています。

自然環境の調査・研究・保全

昭和 48 年から環境庁（当時）によって始められた「自然環境保全基礎調査」（緑の国勢調査）に伴い、京都府でも独自に基礎調査を実施し、自然環境の現況と改変状況を調査しました。調査においては京都府の野生動物、地形地質、すぐれた天然林などのほか、社寺林調査や鴨川水系のホタル生息調査なども実施しました。

さらに、平成 10 年度から 14 年度にかけて府内の自然生態系に関する調査が実施され、その結果を基に、平成 14 年に「京都府レッドデータブック」と「京都府自然環境目録」を作成しました。その後、平成 23 年度から 26 年度にかけてレッドデータブック改訂のために再び調査を行い、平成 27 年には京都府レッドデータブックと京都府自然環境目録の改訂版を作成しました。

府内市町村においても野生生物の調査が行われており、舞鶴市では、「舞鶴の守りたい自然②～舞鶴フィールドミュージアム～」、八幡市では「生物生態調査報告書 八幡のまちの小さな仲間たち」（平成 5 年作成、平成 28 年改訂）、宇治田原町では「宇治田原町の野生生物」（平成 18 年作成）・「宇治田原町の自然環境」（平成 31 年作成）、城陽市では「城陽生き物ハンドブック」（平成 22 年作成、平成 26 年改訂）、福知山市では「福知山の自然遺産～伝えたいふるさとの自然～」（平成 26 年作成）、和束町では「和束の生きものハンドブック」（令和 3 年作成）がそれぞれ作成されました。また、京都市では、令和 4 年に策定された生物多様性プラン（2021-2030）に基づき、自然環境の調査が行われています。

大学のまち京都では、野生生物や自然環境に関する研究が数多く行われており、深泥池の生物群集に関する研究をはじめ、府内の生物多様性について多くの知見があります。京都大学の芦生研究林、京都府立大学の久多研究林など、大学が所有する森林もあります。芦生研究林は長年にわたり京都大学などによる研究のフィールドとされてきたことに加え、京都丹波高原国定公園の指定に伴い、京都大学の協力のもとで京都府による生態系維持回復事業の取組を実施しています。

生物多様性に関する情報（データ、標本、文献、原種など）を保有する施設・機関としては、京都大学総合博物館、京都薬科大学薬用植物園、府立植物園、大本花明山植物園、府農林水産技術センターなどがあります。

昭和 50 年代以降、自然保護思想の普及のため、府民を対象にした自然観察会の開催

やそれを担う人材育成として、公益財団法人日本自然保護協会と協力し、自然観察指導員など講師の育成を推進してきました。

昭和 59 年度からは、府民の身近な水環境への関心を高め、主体的な環境保全の取組を広げるため、河川の水生生物の生息状況を調査して河川の水質を判定する「身近な川の生物調査」を毎年実施しています。

また、自然とのふれあいの推進の一環として、平成 11 年度から 12 年度には北近畿タンゴ鉄道（当時）との共催でエコツーリズム推進モデル事業を実施し、平成 13 年度から 17 年度にはビオトープ推進モデル事業を実施しました。

近年は、増加する野生鳥獣害や外来生物に対する取組が、様々な主体により行われています。京都市内では、祇園祭^{ぎおんまつり}で使用されるチマキザサがシカ害などにより消滅の危機に瀕しており、地域住民や研究者、京都市などが協働で再生に向けた取組を行っています。深泥池の生態系も外来生物の侵入やシカ害などにより大きな影響を受けており、市民団体や研究者により保全活動や調査が行われています。

河川や湖沼における外来魚の増加も問題となっており、オオクチバスやブルーギルが在来の水生生物を駆逐するなど生態系に大きな影響を与えていたため、市町村や漁業協同組合、市民団体などにより駆除の取組が行われています。

こうした環境保全の気運の高まりに応じて、企業も C S R（企業の社会的責任）の一環として生物多様性保全のための活動に参画する事例が増えています。

京都府の条例に基づく施策体系

昭和 56 年、府は「京都府自然環境の保全に関する条例」を制定し、それに基づき、自然環境が歴史的遺産と一体になって優れた歴史的風土を形成している地域を「歴史的自然環境保全地域」として指定し、厳正な保全を行うこととしました。同条例は、「京都府公害防止条例」と統合し、平成 7 年に新たに「京都府環境を守り育てる条例」となりました。平成 29 年現在、府内では 10 箇所の歴史的自然環境保全地域と 2 箇所の自然環境保全地域を指定しています。

平成 2 年度には全国一となる 100 億円規模の「京都府緑と文化の基金」を創設し、自然環境の保全や環境学習・啓発に関する取組を推進しています。その基金事業の一環として、地域の象徴的存在である自然を紹介する「京都の自然 200 選」の選定、保全地域の散策路整備、保全団体や市町村による保全活動の推進に対する助成制度の創設などを行い、平成 15 年度には助成制度を再整備しています。

京都府レッドデータブックの作成（平成 14 年）を機に、平成 15 年度には、京都府希少野生生物等保全方策検討委員会が「絶滅のおそれのある野生生物等の保全方策に関する

1 る提言」をとりまとめました。提言に基づき、平成 17 年度から、住民との協働による
2 希少種保全のモデル事業を実施。その後、事業を制度として確立し、絶滅寸前種のアユ
3 モドキやオオキンレイカなどを対象に、住民協働方式の保全プロジェクトに取り組んで
4 います。

5

6 平成 17 年には「京都府地球温暖化対策条例」を制定し、ヒートアイランド現象の抑
7 止や都市環境の改善を図るため、敷地面積 1,000 m² 以上の建物に対して、屋上を含め
8 た敷地内での一定面積以上の緑化を義務付けることとなりました。

9

10 また、同じく平成 17 年には府民ぐるみで森林を守り育てていくことを目的として「京
11 都府豊かな緑を守る条例」を制定しました。平成 18 年には「社団法人京都モデルフォ
12 レスト協会」が設立され、「京都モデルフォレスト運動」の取組が進められています。

13

14 平成 19 年には、府民協働による保全対策の仕組みや府独自の規制制度などを盛り込
15 んだ「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」を制定しました。この
16 条例では、保全すべき種を指定し、捕獲や所持、譲渡し等を規制するとともに、それぞ
17 れの種について、府保全回復事業計画の策定、保全団体を登録、府民協働による保全回
18 復事業を行うこととし、これまでに保全すべき種として、アベサンショウウオ、アユモ
19 ドキ、イタセンバラ、フクジュソウ、ベニバナヤマシャクヤクなど 30 種を指定してい
20 ます。令和 5 年現在、8 種の生物（ヤマトサンショウウオ、セトウチサンショウウオ、
21 アユモドキ、オグラコウホネ、レンリソウ、フナバラソウ、オオキンレイカ、ベニバナ
22 ヤマシャクヤク）についてのべ 10 団体を登録しており、それぞれの団体が保全回復事
23 業計画を策定し、活動を行っています。また、同条例に基づく生息地等保全地区として
24 は、1 箇所（雲ヶ畠ベニバナヤマシャクヤク生育地保全地区）を指定しています。

25 保全活動のさらなる活性化を図るため、平成 29 年には、京都府内で活動する保全團
26 体からなる「自然環境保全京都府ネットワーク」が設立されました。ネットワークでは、
27 団体間での情報交換、交流会や勉強会の開催によるノウハウの共有などを通じて、担い
28 手の育成、府域の自然環境の保全・活用を促進することを目指しています。設立当初の
29 参加団体は 8 団体でしたが、現在、36 の団体・個人会員が参加しています。

30

31 また、公共事業についても、府の公共事業が人と自然が共生する環境共生型の地域社会
32 づくりにつながるよう、平成 15 年に『環』の公共事業行動計画」を策定。平成 16
33 年には『環』の公共事業行動計画ガイドライン」を作成し、その後、平成 19 年には地
34 域住民や外部有識者の参画などを盛り込んだ改訂を行っています。

35

36 一方、府内においても外来生物の分布拡大が問題となつたため、平成 16 年の「特定
37 外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）の制定を契機

に、平成 17 年度から外来生物実態調査を実施しました。その結果を基に、平成 19 年には京都府外来種データブックを、平成 20 年には被害防止のための京都府外来生物対策マニュアルを作成しました。特に、府内で生息が拡大しつつあるアライグマについては、平成 21 年度から防除緊急対策が実施され、学識経験者、市町村、府により設置された協議会により、広域的な防除体制の構築等が行われています。平成 24 年度からはヌートリアについても防除対象としました。また、平成 20 年頃から京都市伏見区内で定着しはじめたアルゼンチンアリについては、地域住民、京都市、学識経験者とともに協議会を設置し、根絶に向けた取組を実施しています。

平成 22 年には、2 府 5 県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県）が結集し、地方自治法上の特別地方公共団体として、「関西広域連合」が設立されました。複数の府県が参加する、全国初の広域連合であり、7 分野（広域防災、広域観光・文化・スポーツ振興、広域産業振興、広域医療、広域環境保全、資格試験・免許等、広域職員研修）の広域事務等を担っています。

広域環境保全の分野では、京都議定書に続く新たな枠組みや名古屋議定書などを踏まえ、関西でのこれまでの取組の経験や蓄積を活かしながら、関西共通又は府県を越えて共通する広域的課題に対処していくことにより、関西を環境先進地域とすることを目指して、広域環境保全計画を策定しています。生物多様性の保全に関する取組としては、現在、「カワウの広域管理」、「ニホンジカ等広域的な鳥獣対策」などに取り組んでいるほか、各地の博物館ネットワークを活用し、生物多様性を保全する上で重要な地域として「関西の活かしたい自然エリア」を選定するなど、府県域を超えた生物多様性に関する情報の共有・一元化や流域全体での生態系サービスの維持・向上に取り組んでいます。

平成 28 年には、森林の多面的機能を維持・増進するため、「豊かな森を育てる府民税」を創設し、その税収を森林の整備・保全、森林資源の循環利用、森林の多様な重要性についての府民理解の促進を目的とした事業に活用しています。

また、平成 30 年には、森林水源地域の保全、水源の涵養機能の維持を目的とした「京都府森林水源地域の保全等に関する条例」を制定し、「重点森林水源保全地区」の指定、当該地区での取水の規制等を行っています。

令和 5 年 3 月には、京都府と京都市の相互の連携を強化し、京都における生物多様性保全に向けた取組の一層の推進を図るため、「生物多様性保全の推進に関する包括協定」を締結し、同年 4 月に「きょうと生物多様性センター」を設置しました。このセンターでは、生物多様性に関する情報を正確かつ継続的に把握し、収集された知見を基に、生物多様性に係る理解促進や担い手育成、地域や企業の保全活動の支援を行うとともに、保全に係る様々な主体の連携・協力関係を構築することとしています。

また、同年 3 月には、明治以降初となる文化庁の京都移転が行われました。これを契

1 機に、「文化首都」として京都の存在感が高まり、また天然記念物などの文化財の保護
2 活用が進むことが期待されます。

4 京都府における生物多様性の現状と課題

(1) 京都府における現状

●絶滅のおそれのある野生生物種の増加

京都府では、平成 14 年に「京都府レッドデータブック」を作成しました。京都府版のレッドデータブックは、絶滅のおそれのある野生生物の種だけでなく、その生存基盤である地形・地質やそれらの総体である自然生態系も対象としているのが特徴です。

その後、約 10 年が経過し、府内の生物多様性をとりまく状況も大きく変化したことから、平成 23 年度から 26 年度にかけて再度府内の自然環境について調査を行い、レッドデータブックを改訂しました。その結果、絶滅のおそれのある野生生物の種は、前版の 1,595 種から 1,935 種に約 20% 増加しました。この数字は、府内で確認されている野生生物種（1 万 3074 種）の約 15% にあたるものです。

増加の原因としては、開発や乱獲などの人的要因に加え、ニホンジカによる食害や外来生物の急増が挙げられます。生物多様性への配慮が不十分な開発行為や、愛好家や販売目的の事業者による大量採取は、野生生物の生息・生育環境の破壊や、森里川海のつながりの分断をもたらします。

外来生物には、アライグマやヌートリア、オオクチバス、ブルーギルのように希少種を捕食するものばかりでなく、オオバナミズキンバイのように水面を覆い尽くすことで水中の環境を悪化させるもの、チュウゴクオオサンショウウオのように在来種と交雑を起こすものなどもあり、生態系に与える影響は多岐にわたります。

●京都・日本の文化・暮らしを支えてきた生物多様性の劣化

日本のこころのふるさと・京都では、万物衆生との共生の宗教観や豊かな自然を背景に、美術工芸、能などの芸能、茶道、華道、和食などの多くの文化・芸術や祇園祭や葵祭などの伝統行祭事が、自然を視覚的あるいは言語的に表現・再現しながら、自然との関わりの中で発展してきました。また、その一方で、自然に接しながら、地震や台風といった風水害を通じて、自然を人間が制御できないものとして「畏れ（おそれ）」や「崇拜」の対象として日本人独特の自然観を形づくってきました。

しかしながら、今日、こうした文化や芸術を支えてきた、野に咲く四季折々の花々や、美しい声でさえずる鳥や虫のなど、生き物の多様性が失われることで、伝統産業や文化、暮らしにも影響を及ぼすとともに、日本人独特の自然観を含めた日本人のこころを失わ

1 せることになります。

2 例え、茶道では、季節感を大切にしながら亭主の思いに応じ設えられた、花入や茶
3 花、茶杓といった道具類や室礼、炭を用いた炉や紙障子、イグサの畳、路地庭の垣根な
4 ど、様々な道具や材料が、自然によって支えられ、空間そのものが生物多様性の豊かさ
5 を体現しています。しかしながら、茶花や華道で使用する山野草も、山や川岸などの環
6 境変化により入手が困難になりつつあります。

7 また、染織や漆芸、木竹工といった文化財の維持・修復に使用される植物等の伝統的
8 染色材料や、竹、和紙、木炭、動物の毛を使用した刷毛・筆などの道具類の素材も、森
9 林の荒廃や製作技術の承継の危機により失われつつあります。

10 11 ●人と自然との関係の変化

12 農山村地域では、ニホンジカやイノシシ、サル、ツキノワグマなど野生鳥獣による
13 被害が問題となっています。野生鳥獣害が増加した原因については諸説ありますが、
14 野生鳥獣の本来の生息地における環境悪化・餌の減少、狩猟人口の減少、暖冬や少雪
15 化による生息適地の拡大、農業の担い手不足による耕作放棄地や手入れ不足の森林の
16 増加、オオカミなどの天敵の不在、といった複数の要因が関係していると考えられて
17 います。かつて距離を保ちながら生活してきたはずの人と野生鳥獣の間の境界がなく
18 なってきたことで、両者の間には大きな軋轢が生じるようになりました。人の生命や
19 財産を脅かし、農林業等に被害を与える野生鳥獣害の増加は、営農意欲の減退、耕作
20 放棄地の増加といったさらなる悪循環を招いています。

21 一方、都市部を中心に、人々が自然環境や野生生物に関わる機会が減り、四季の移
22 ろいや身の周りの動植物への関心が薄まっていると言われています。「自然離れ」が
23 進むことで、生物多様性の減少に対する危機感や関心が持たれにくくなっていること
24 は、今後の保全活動の担い手不足、一層の生物多様性の衰退につながり、私たちの生
25 活と文化にも影響が出るおそれがあります。

26 このように、これまでのような人と自然との関係が崩れ、軋轢と希薄化が進んだこ
27 とによって、様々な問題が起こっています。

28 31 (2) 解決すべき課題

29 32 ●森里川海のつながりの分断と衰退

30 森里川海のつながりが分断されたことで、それらの環境を行き来して生活する生物
31 や境界を主な生息場所とする生物の生息が脅かされています。生物多様性を広域的に
32 保全するため、個々の生態系を保全することはもちろん、それぞれの生態系のつなが

1 りを確保する必要があります。

2
3 特に里地域においては「人と自然との相互作用により保全されてきた環境や生態系」
4 (二次的自然) が残されていますが、近年、間伐や耕作等の維持管理がされなくなっ
5 た里地里山の増加により水田や日当たりのよい林床に生息する生物に影響が現れて
6 おり、里海の縮小により藻場や干潟などの環境が変化しています。

7 放置竹林の拡大も問題となっています。担い手の減少などにより維持管理の行き届
8 かなくなった竹林が増えたことで、もともとは森林植生が生育していた部分にまでモ
9 ウソウチクが拡大し、一部では多様な郷土樹種の減少の原因となっています。モウソ
10 ウチクの過度の拡大により、生物多様性の減少だけでなく、森林が持つ水源涵養機能
11 の低下、急傾斜地における土砂災害の危険性の増加なども懸念されます。

12 また、里地域では野生鳥獣による被害の増加が深刻となっており、人の暮らしのみ
13 ならず、生物多様性にも著しい影響を与えています。特にニホンジカは、樹皮剥ぎや
14 若芽を食害することで樹木に被害を与えるだけでなく、多くの希少種の宝庫となっ
15 いる森林の下層植生を消失させ、深刻な影響を与えています。

16 こうした生物多様性への影響を抑止するためにも、野生鳥獣の適正な個体数管理と
17 被害防止対策を推進していくことが重要です。そのためにも、森林や農地の適切な維
18 持管理による生息地の拡大防止と被害防止、捕獲や狩猟などの取組が必要であり、高
19 齢化や人口減少が進む中、農林業の担い手の確保や地域ぐるみの協働活動など人の営
20 みによる里地域を活性化する対策が重要です。

21 また、企業が行う事業活動は、様々な場面で自然資本に依存するため、生物多様性
22 に負荷をかける可能性がある一方、事業活動を通じて、あるいは新たに生み出される
23 技術や製品・サービスにより、生物多様性の保全による影響を与える可能性があります。

25 このため、近年、生物多様性の損失や自然資本の劣化が事業活動の持続可能性を損
26 なうリスクや新たなビジネスチャンスとして考えられ、国際的には、生物多様性を脱
27 炭素と一体的に取り組むべきビジネス課題と位置づけて事業活動に組み込んでいく
28 動きが加速しています。

29 こうした企業に生物多様性への配慮圧力が高まっている機会をとらえて、積極的に
30 企業の事業活動に生物多様性配慮のアクションを起こさせる流れを加速していくこ
31 とが求められています。

33 ●外来生物による脅威の顕在化

34 生態系や人の生命・身体、農林水産業に影響を及ぼす有害な生物である特定外来生
35 物の侵入、定着、拡大により、在来生物の減少など生態系に大きな影響が出るととも
36 に、人の暮らしの安全への脅威、農林水産業や文化財などへの被害が顕在化してきて

1 います。府内の代表的な特定外来生物には、哺乳類ではアライグマやヌートリア、魚
2 類ではオオクチバスやブルーギル、鳥類ではソウシチョウ、昆虫ではアルゼンチンア
3 リが既に定着しています。チュウゴクオオサンショウウオと鴨川の在来オオサンショ
4 ウウオも交雑が進んでおり、問題視されています。さらに近年では鴨川などにオオバ
5 ナミズキンバイの侵入が確認され、ヒアリやクビアカツヤカミキリなどについても侵
6 入・定着が危惧されています。

7 これらの外来生物は、在来種の捕食、競合による駆逐などにより生態系に大きな影
8 韻を及ぼすだけでなく、農林水産業に被害を与えるものも少なくありません。また、
9 アライグマは社寺など文化財を汚損し、オオバナミズキンバイは水面を覆い尽くすこ
10 とによる水運の阻害や腐敗による悪臭の発生の原因となり、クビアカツヤカミキリは
11 桜や梅を食害することによる観光業への影響が懸念され、ヒアリは人や家畜を刺すこと
12 で直接危害を及ぼす可能性があるなど、多岐にわたる被害が想定されます。

13 侵入初期の生物に対しては監視と早期根絶、定着している生物に対しては継続的な
14 監視・拡大阻止のための取組が必要です。
15

16 ●科学的知見の散逸・担い手の不足

17 府内には大学や研究者の数が多く、非常に多くの知見が存在していますが、それら
18 の情報を体系的に集約・蓄積する体制がないため、情報の散逸が危ぶまれます。府内
19 の知見を集積するためのネットワークとその拠点、集積した情報を整理・可視化して
20 地域の実情に合わせた対策へ利活用できるようにすることが必要です。

21 また、人の「自然離れ」が進んだことで、研究者や保全活動の担い手についても後
22 繼者不足や保全団体の弱体化が深刻化しています。後継者を育成するため、また府民
23 に生物多様性に関する正しい理解と保全活動を広めるためにも、自然とふれあう機会
24 や場を創出すること、環境学習の充実、情報を集積して発信することが必要であると
25 ともに、保全団体の活動を支援するため、生物多様性に関心のある企業の人的・技術的
26 ・資金的資源を活用することが必要です。

27 さらに、令和5年4月に設置したきょうと生物多様性センターにおいては、収集(生
28 物多様性情報の集積等)、利活用(民間企業、大学等研究機関及び保全団体とのネッ
29 トワーク構築やコーディネート)、継承(環境学習、担い手育成、情報発信等)を行う
30 こととしており、これらの課題に対して極めて大きな役割を果たすことが期待されて
31 います。
32

33 ●気候変動対策等の環境問題の深刻化

34 気候変動は、野生生物の生息・生育域の減少など生物多様性の損失の大きな要素で
35 あり、一方、自然林を含む自然生態系を維持・回復することは、二酸化炭素の吸収や
36 洪水・土砂災害の防止・被害軽減などを通じて気候変動の緩和や適応に寄与するなど、

1 気候変動と生物多様性は、複雑に絡み合った問題です。これからは気候変動と生物多
2 様性に同時に取り組んでいくことが求められます。京都府では、令和3年3月に「京
3 都府地球温暖化対策推進計画」を改定し、森林吸収源の確保のために健全な森林整備
4 と育成、森林資源の利活用などを進めることとしています。また、プラスチックごみ
5 については、マイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生態系への影
6 韻が世界的に懸念されており、京都府では令和3年1月に京都府プラスチックごみ削
7 減実行計画を策定し、対策を進めています。さらに、化学物質の利用は人間生活に大
8 きな利便性をもたらしてきた一方で、化学物質の生態系への影響が指摘されるなど、
9 これらもリスクを低減していくべき課題とされています。

10

第3章 戰略の目標と方向性

京都府の生物多様性は、これまでに述べたように、自然的価値の高い地勢や多様な生態系が関わりあうバランスの上に成り立っており、先人たちは豊かな生態系から得られる恵みにより、文化を築き暮らしてきました。この先人たちが引き継いでくれた豊かな自然と個性豊かな伝統文化は、京都が国内外の多くの人々を魅了する重要な要素となっています。

しかし、近年、京都に暮らし、関わる私たちの自然への関心が薄れていくことで、京都の貴重なインフラでもある豊かな生態系を失いつつあります。特に、里地の利用保全は重要な意義を持っていますが、自然に対する働きかけの縮小による生態系への危機が形となって現れつつあります。

私たちは皆、大きな生態系の一員であり、今の暮らしや文化が自然の恵みによって支えられていることを私たち全員があらためて認識し、受け継いだ豊かな自然に誇りと愛着を持ち、共通の財産である生物多様性を守り、持続的に利用していくことは、私たちだけでなく、将来の世代のためにも必要です。一方、私たちが日々生きていくためには一定の開発や産業活動はなくてはならないものです。それらと生物多様性の保全を対立するものとして捉えるのではなく、生物多様性保全と開発・産業振興のよりよい関係について考え、予防原則の視点に立ちながら、両者のバランスの上で生物多様性を維持していくことが必要です。さらに、特色ある京都の文化の礎であり賜物でもある生物多様性を守ることは、京都の魅力を高め、地域創生の潜在力を向上させることにもつながる重要な取組になります。

2015（平成27）年には「国連持続可能な開発サミット」において「持続可能な開発目標」（SDGs）を含む「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。このSDGsにおいては、生物多様性の保全が重要な柱とされています。それを受け我が国でも、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を決定（平成28年決定、令和元年改定）し、SDGs推進にあたっての自治体の役割について言及しています。このように、社会、環境にとって持続可能な未来を作る生物多様性保全の推進は、国際的にも大きな潮流となっています。

また、2022（令和4）年12月にカナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）第二部において、世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。この世界目標においては、2050（令和32）年に向けたグローバルゴールが新たに設定されるとともに、2030（令和12）年までにとるべきミッションとして、「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとること」といういわゆるネイチャーポジティブが掲げられました。それを受け我が国でも、2023（令和5）年3月に、2030年ネイチャーポジティブの実現のためのロードマップとして「生物多様性国家戦略2023－2030」が策定され、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的

に保全する「30by30 目標」の達成に向け、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と実行していくための 5 つの戦略と行動計画が示されています。

京都府としても生物多様性を保全するだけではなく、持続可能な利用や積極的な再生により、ネイチャーポジティブにつながる取組を進めます。

こうした認識の上に立ち、本戦略における「目標と方向性」は、次のとおりとします。

① 長期目標（2050年）

京都が京都らしく、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいくため、従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進めます。

② 短期目標（2027年）

長期目標につながる取り組むべき行動として、現下の課題に即応する次の対策を実施します。

○森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

○人の積極的な関与による里地域の再生

○早期対策による外来生物の脅威の排除

○生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

第4章 行動計画

本戦略の目標を実現させるための具体的な行動計画として、本章では4つの柱を設定し、その柱ごとに具体的な取組を記載します。

これらの取組は主として京都府が実行するものですが、取組の推進にあたっては、国、市町村、企業、大学・研究機関、教育機関、NPO等の民間団体、府民など多様な主体の積極的な参画を促します。

なお、課題解決のために重点的に取り組むべき取組を「リーディングプロジェクト」としています。

1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

人と生物との共存を念頭に、森里川海それぞれにおける生物の生息・生育空間のつながりや配置を確保しつつ、それぞれのエリアにおいては、原生的な生息環境の保全とともに、二次的自然の適切な維持管理を進めます。

(リーディングプロジェクト)

○30by30目標に向けた保護地域やOECMによる保全の推進

2030年までに陸と海の30%以上を保護・保全する「30by30目標」を達成するため、保護地域やOECM(Other Effective area-based Conservation Measures)による保全を推進します。京都府では、環境スチュワードシップ活動の拠点となる、「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」(平成19年制定)に基づく生息地等保全地区の指定を増やします。

また、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域「自然共生サイト」について、京都ならではの自然環境を形成している社寺林や庭園をはじめ、企業の森や大学の緑地等を対象として支援することにより認定の推進を行います。

また、それらのエリアにおいて積極的な保全活動がおこなわれるよう、府は活動に対する助言や専門家の紹介、その他の必要な措置を講じます。

(リーディングプロジェクト)

○企業による生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な事業活動の拡大

企業の事業活動は、社会経済活動の中で大きな位置を占めるとともに、様々な形で生物多様性・自然資本に依存していますが、企業が主体的に実施する生物多様性保全に関する取組を促進するため、京都府が生物多様性の保全と自然資本の持続可能な利活用等

1 に取り組む企業を積極的に認証する制度「生物多様性企業認証制度（仮称）」を創設し、
2 社会経済活動における生物多様性の視点の浸透を図ります。

3 また、府内で自然環境の保全活動を行う保全団体は、活動資金やマンパワーの面など
4 で課題を抱えているため、生物多様性保全に取り組みたい企業と保全団体の連携・協力
5 関係をあっせんし、協定を締結する制度「生物多様性パートナーシップ協定制度（仮称）」
6 を創設します。京都府が企業に対して保全活動に関する相談・助言等による支援を行う
7 とともに、企業が技術や資金・資材等を保全団体等へ提供することで保全活動を推進し
8 ます。

9 さらに、産業創造リーディングゾーンである、サステナブル産業の集積拠点「サステ
10 ナブルパーク構想」や、ゼロカーボンまちづくりを目指した「ZET-valley 構想」と連携
11 し、生物多様性と密接な関係にある脱炭素や資源循環等の推進に貢献するGX産業の創
12 出を図ります。

15 公共事業等

16 ● 「『環』の公共事業」の見直し

17 府の公共事業を自然・社会環境と共生するものへと導くことを目指した「『環』の公
18 共事業行動計画」のガイドラインについて、平成19年の改訂から15年が経過し、あ
19 まり機能していない状況であるため、政策レビューを行い、問題点の修正や新しい技術・
20 知見の追記等に加え、工事だけでなく維持管理・利用の際にも生物多様性に配慮するこ
21 と、グリーンインフラとして自然の機能を活用すること、スクリーニングの仕組みを検
22 討することなど、ガイドラインの見直しを行い実効性を高めます。また、見直したガイ
23 ドラインについては、本府はもとより、府内市町村に広く普及させ、民間でも活用でき
24 る技術等については、ウェブサイトへの掲載等により民間への普及を図ります。

26 ● グリーンインフラやEco-DRRなど自然を活用した取組の推進

27 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出
28 するために、河川管理を行う「多自然川づくり」、都市公園など身近な緑地の整備をは
29 じめ、企業等の民有地においても、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用
30 するグリーンインフラを生物多様性の観点から進めます。

31 また、生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）について、府内関係部局だけでなく、
32 流域のあらゆる関係者とも連携し、生物多様性の保全を確保しながら、ため池の適正管
33 理、遊水地の確保、霞堤の管理、治山事業などの流域治水対策を進めます。

1 ●生物多様性に配慮した緑化の推進

2 公共事業においては、「生態系被害防止外来種リスト」に記載された外来種の使用を
3 避けることを基本とします。また、周辺環境と調和したのり面緑化や地域性種苗の利用
4 推進など生物多様性に配慮した緑化を推進します。

7 法律・条例に基づく保全

8 ●自然公園、自然環境保全地域における適切な保全

9 府内の国立公園、国定公園、府立自然公園や、「京都府環境を守り育てる条例」で指
10 定される（歴史的）自然環境保全地域において、法律や条例に基づく開発や伐採等の規
11 制、野生鳥獣害による森林・下層植生の衰退の抑止などにより、貴重な自然環境の保全
12 を行います。

14 ●希少種の保全

15 「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づき、保全すべき希
16 少種を「指定希少野生生物」として指定し、捕獲、採取、殺傷、譲渡し、巣の破壊等を
17 原則禁止とともに、それぞれの種について府保全回復事業計画を策定し、保全回
18 復事業を実施します。府民協働による保全活動を推進するため、保全団体の登録や保全
19 回復事業に対する助成などの支援を行います。

20 また、同条例では保全すべき種や地域についての府民提案制度を設けており、専門家の
21 科学的な知見をもとに、こうした府民からの提案も踏まえ、指定状況の随時見直しを
22 行います。さらに、希少野生生物に関する調査、保全、啓発、府への助言を行う「京都
23 府希少野生生物保全推進員」の委嘱を拡大し、希少野生生物の保全施策の推進を図ります。

25 また、種の保存法に基づく国内希少野生動植物種について、環境省と連携した保全施
26 策を進めるほか、文化財保護法に基づき天然記念物に指定されている動植物等について、
27 文化庁等と連携しながら、保全施策の推進を図ります。

28 これらの取組により、絶滅のおそれのある野生生物の個体数や生息域を回復させ、京
29 都府レッドデータブックにおける絶滅の危険度のランクを下げる 것을を目指します。

32 その他の保全活動

33 ●指定希少野生生物以外の希少種・普通種の保全の推進

34 都市公園など身近な緑地における生物多様性保全や自然共生サイトの認定などを通
35 して、普通種を含む身近な自然環境の保全を推進します。また、普通種を含む身近な種

1 についても情報収集や普及啓発を行います。

2 また、自然と共生するまちづくりを基本理念とする関西文化学術研究都市において、
3 生み出されるAIやIoTをはじめとする先端技術を活用しながら、地元市町や保全団
4 体、企業と連携した取組を進め、里地里山の豊かな生態系の保全を推進します。
5

6 ●自然環境保全京都府ネットワークや保全団体の活動・交流の活性化

7 自然環境保全京都府ネットワークが行う交流会、勉強会等を通じて、団体間の連携に
8 よる様々な活動（観察会や調査・保全活動）の展開、情報・ノウハウの共有を促すこと
9 で、団体活動の活性化、さらには保全団体の登録を促進します。
10

11 ●希少野生生物の域外保全の推進

12 生息地における保全を行った上で、絶滅のおそれのある野生生物種については、府内
13 の動植物園、水族館等で行っている域外保全の取組を、遺伝的多様性に配慮しながら、
14 関係機関と連携して実施します。
15

16 ●気候変動対策等の環境問題と生物多様性保全の一体的な取組推進

17 京都気候変動適応センターをはじめとする関係組織と連携し、森林の吸収源対策や
18 防災・減災などの気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進する取組を進めると
19 ともに、営農型太陽光発電（ソーラーシェアリング）のモデル事業に取り組むなど、再
20 生可能エネルギーの導入にあたっては、生物多様性とのトレードオフを最小限とするた
21 めの配慮を推進します。

22 また、府内企業の脱炭素なビジネスモデルへの早期転換を促し、森林吸収クレジット
23 購入の推進やESG投資の資金を呼び込むことにより、地域の活性化・脱炭素化を図る
24 ための取組を進めます。

25 アプリを活用したフードシェアリングや商慣習の見直し等による食品ロスの削減、使
26 い捨てプラスチックの削減やマテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル技術の開発促
27 進によるプラスチックごみの削減を推進し、ゼロエミッションな社会を構築します。

28 併せて、マイクロプラスチックや化学物質による京都府内の生態系への影響について
29 も大学や研究機関と連携して調査、研究による情報収集を図り、生物多様性保全への活
30 用を図るなど、取組を推進します。
31

32 2 人の積極的な関与による里地域の再生

33 里山林や耕作放棄地の再生、自然体験・利活用、野生鳥獣の個体数管理などを通じて、
34 里地域に積極的に関与していくことで、いにしえより受け継がれてきた自然利用の文化
35 を再興し、人と野生鳥獣が適切な住み分けにより共存できる環境の実現を目指します。
36

1 農山漁村の再生、魅力的な地域づくりは、地域の再生にもつながるものと考えます。

2

3

(リーディングプロジェクト)

○野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理

6 適正管理を必要とする野生鳥獣の個体数管理、近隣府県と連携した広域的な保護管理
7 の取組など、効果的な被害防止対策の推進とあわせ、下草刈りや緩衝地帯の整備、里地
8 里山地域における生息環境の管理を進め、人と野生鳥獣との住み分けにより被害軽減を
9 図ります。特に、過度の採食により下層植生を消滅させるなど、生態系への影響が大き
10 いニホンジカについて、積極的な捕獲により早期に生息頭数を減少させ、農林業被害や
11 森林生態系被害を減少させます。

12

13

(リーディングプロジェクト)

○ビジターセンター等を核とする里資源の適正利用

16 里資源の魅力を発信するため、京都丹波高原国定公園のビジターセンター、道の駅な
17 どを拠点として、エコツーリズムや保全活動、環境学習を地域で展開し、それらの活動
18 を通じて里地域の活性化を図ります。

19

20

21 野生鳥獣害への対策

22 ●総合的な有害鳥獣対策の推進

23 捕獲の強化による個体数管理及び侵入防止柵の設置、誘因物の除去をはじめとした集
24 落ぐるみの活動等を推進し、農林業被害の軽減や人身被害の未然防止を図るとともに、
25 森林生態系への被害を減少させます。

26 また、センサー等の ICT を活用した捕獲わなや動物管理システム等の導入を促進す
27 るとともに、捕獲や集落活動の担い手の確保・育成を推進し、被害対策を効果的かつ効
28 率的に行える体制を構築します。

29

30

31 魅力的な地域づくり

32 <里地域との交流>

33 ●エコツーリズムの推進

34 自然と共生する暮らしや文化、農業林漁業体験などのエコツーリズムについて、観光

1 事業者等との対話を進めながら、生物多様性保全に着眼した活動が取り入れられるよう
2 促します。

3

4 ●京都の伝統や文化、景観を守り継承する活動の支援

5 文化庁等と連携しながら、さまざまな要素の中に自然との結びつきを見いだすことの
6 できる京料理や茶道、華道といった生活文化や伝統行祭事をはじめとする京都の伝統文
7 化の保護・継承を支援するとともに、美山の茅葺き民家、伊根の舟屋等の重要伝統的建
8 造物や、府内の指定文化財や未指定の歴史的建造物について、保全・活用の助言や修理
9 等に対する補助などの支援を行います。

10 さらに、北山杉などの林業景観を保全するため、間伐や府内産木材利用の推進等によ
11 り森林の適切な維持・管理を促します。これらの取組により、人と自然の共生の中で発
12 展してきた京都の伝統文化や景観の保全を推進します。

13

14 <里地域の再生>

15 ●持続可能な農山漁村コミュニティの創出

16 人口減少や高齢化の進行により、今までどおりのコミュニティの維持が困難となっ
17 いく中、住民の思いに寄り添い、地域を守っていくため、地域が主体となって行う地域
18 共同活動の最適化や外部人材の活用、有害鳥獣対策などを支援するとともに、農山漁村
19 地域等への移住を促進することで、持続的で活力に満ちた地域を創出します。

20

21 ●荒廃農地の有効活用

22 荒廃農地を再生して担い手へ集積し、丹波くりなどの地域特産物の生産に活用する
23 とともに、再生が困難な荒廃農地や荒廃化が危ぶまれる農地は計画的な植林なども含
24 めた最適な土地利用へ転換を促すなど、地域ぐるみの話し合いによるゾーニングに基
25 づき、荒廃農地の有効活用を進めます。

26

27 ●持続可能な保全活動を推進するための地域資源を活用したビジネスの創出と生物
28 多様性保全の好循環

29 持続可能な保全活動を推進するため、竹林等の地域資源の循環的活用や希少種保全を
30 通じたブランド產品の創出など地域経済の活性化に貢献するビジネスモデルの創出に
31 取り組むとともに、間伐材を利用した治山ダムの設置など、地域資源を活用した公共事
32 業を推進します。

1 <里地域の産業振興>

2 ●京野菜などブランド農林水産物の推進

3 新たな「食」関連産業の育成・発展を図る「京都フードテック基本構想」等を踏まえ、
4 京野菜などブランド農林水産物の付加価値の向上や生産、販売の拡大により、農山漁村
5 の振興、荒廃農地の有効活用や放棄林の減少森林の適正管理を図ります。

6

7 ●環境にやさしい農林水産業の推進

8 農林水産業の持つ物質循環機能を活かすとともに、スマート技術の活用などにより生
9 産性の向上を図りつつ、「京都府みどりの食料システム基本計画」に基づき、化学肥料
10 や化学農薬の低減による有機農業等の拡大など環境への負荷に配慮した持続可能な農
11 林水産業を推進します。また、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に繋がる環境負荷
12 低減活動の支援や排出されるプラスチック類を低減する取組を推進します。

13

14 ●府内産木材の増産・利活用による林業の再生

15 二酸化炭素の主要な吸収源である森林について、資源の循環利用を通じて林業を再生
16 し、山村地域の活性化を図ります。林業大学校を核とした担い手の育成・確保、森林整
17 備事業による基盤整備などを通じて、府内産木材の増産を図るとともに、商業施設や福
18 祉施設などの多くの府民が利用する施設における府内産木材の利活用を進め、府民が木
19 と身近にふれあえるまちづくりを推進します。

20

21 ●ジビエ利活用の促進

22 野生鳥獣害対策として捕獲した鹿や猪など野生鳥獣の肉（ジビエ）の利活用を促進す
23 るため、高品質なジビエを安定的に供給する体制の強化から商品開発、販売促進までを
24 総合的に進め、京都府産ジビエのブランドを確立します。

25

26 ●水産資源の持続的な活用

27 持続的な漁業を実現するため、内水面漁業も含め、天然水産資源を適切に利用・管理
28 する取組を進めます。また、持続可能な「食」の創出に向け、「サステナブルパーク構
29 想」と連携し、陸上養殖を含む養殖漁業の拡大を図ることで天然水産資源を守る取組
30 を進めます。

1 二次的自然の保全、回復

2 ●生物多様性に配慮したモデルフォレスト運動の展開

3 多様な主体との協働により京都の森林を守り育てる「京都モデルフォレスト運動」と
4 連携し、「森林の利用保全に関する協定」に基づく「森づくり活動」による生物多様性
5 保全活動を展開します。さらに、専門家や保全団体と協働して、企業に対する研修会や
6 交流会など普及活動を行います。

7

8 ●生物多様性保全型の水田作り（ビオトープ等）

9 保全団体や農業者の協力のもと、昔ながらの水田環境を維持し、生物多様性を保全す
10 るとともに、小学生等の環境学習に活用します。

11

12 ●環境DNA分析技術の活用や保全活動におけるドローンやAI（人工知能）等の先
13 端技術の導入

14 環境DNA分析技術を活用し、生物の分布情報の効率的かつ効果的な収集などを行い
15 ます。また、人口減少の著しい地域等では、保全活動に際して、ドローンやセンサーハー
16 メラの活用による野生生物の生息状況の把握、AIによる動物の行動解析・予測など、
17 科学技術の導入を図ることで、作業を省力化し、担い手の負担を軽減します。また、大
18 学や研究機関による調査、研究の成果を還元し、生物多様性保全への活用を図るなど、
19 大学との連携を推進します。

20

21 ●海岸における環境改善

22 地域と協働した海岸林や藻場、干潟等の保全・再生、市町と連携した海岸漂着ごみ清
23 掃の実施、ブルーカーボンの推進、阿蘇海における住民との協働による環境改善活動な
24 ど、海岸における環境改善の取組を推進します。

25

26

27 3 早期対策による外来生物の脅威の排除

28

29 侵略性が高く、特に生態系への影響や人の生命・身体、農林水産業への被害等が著し
30 い外来生物について、積極的なモニタリングや防除により侵入、定着、拡大を防ぎ、在
31 来の生態系への影響の抑止、暮らしの安全の確保、農林水産業や文化財への被害の軽減
32 を図ります。

33

1
2 (リーディングプロジェクト)
3

4 ○地域と連携した外来生物防除の取組の推進
5

6 外来生物の分布状況や自然環境の特性等により地域ごとに異なる外来生物の被害を
7 軽減するため、地域の実情を踏まえた防除の取組を進めます。
8

9 また、効果的な防除を進め、地域の魅力ある自然や生物多様性を守るため、外来生物
10 の普及啓発や防除講習会を実施し、地域住民や学生等の若手人材を積極的に巻き込んだ
11 外来生物対策を行います。

12 普及啓発
13

14 ●京都府外来種データブックの更新、危険性の周知
15

16 府内に生息する外来種についての調査を実施、京都府外来種データブック（平成 19
17 年作成）を改訂し、配布やウェブサイトへの掲載を行います。また、セミナーや学校教
18 育等を通じて、外来種について正しく理解するために基礎的な知識（「予防三原則」（入
19 れない、捨てない、拡げない）など）の周知を図ります。
20

21 ●「京都府外来生物対策マニュアル」の改訂、府民や市町村への普及促進
22

23 府内に生息する主な特定外来生物に関して見分け方や対策を記載した「京都府外来生
24 物対策マニュアル」（平成 20 年作成）について、作成して 15 年が経つことから、新た
25 に侵入・定着が確認された種や新しい知見の追記などの改訂を行った上で、ウェブサイ
26 ト等で周知を図り、地域での防除活動を促進します。
27

28 ●外来種の飼育動物の遺棄防止
29

30 外来種の飼育動物の遺棄による定着・生息拡大を防ぐため、所有者の終生飼養の徹底
31 や遺棄防止の啓発などを推進します。特に新たに特定外来生物に指定されたアカミミガ
32 メやアメリカザリガニについて市町村等と連携し普及啓発を強化します。
33

34 防除活動
35

36 ●特定外来生物バスターズによる水際対策・初期防除の徹底
37

38 府、研究機関、専門家等で構成する特定外来生物バスターズにより、侵入初期にある
39 特定外来生物（ヒアリ、クビアカツヤカミキリ、オオバナミズキンバイなど）の侵入モ
40 ニタリングと初期段階での徹底防除を実施します。

1 侵入リスクの高い種・地点については府がモニタリングを行うとともに、物流関係事
2 業者など外来種の第一発見者となる可能性が高い企業や府民の通報を促し、侵入を監視
3 します。侵入が確認された場合は、バスターズによる緊急防除を行い、その後も民間団
4 体やボランティアの協力を得て速やかに集中防除を行います。また、日頃から通報や防
5 除において府民・企業・民間団体等から幅広い協力が得られるよう、「京都府外来生物
6 対策マニュアル」を用いた研修を実施します。

7

8 ●防除協議会の設置による住民や市町村との協働駆除

9 定着した特定外来生物のうち著しい生態系被害、人的被害、経済被害をもたらすおそ
10 れのある種について、府内関係部局や市町村や自治会等と協議会を設置し、広域的な防
11 除を協働して行います。

12

13 4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

14 きょうと生物多様性センターと連携しながら、府内の生物多様性に関する情報を正確
15 かつ継続的に把握し、収集された知見を基に保全対策を行うとともに、環境学習への利
16 活用、後世への継承に注力します。

17 また、そのための人材の育成にあたっては、幅広い層の府民が、身近な自然とふれあ
18 い、生物多様性を実感できるような環境学習を充実するとともに、社会の生物多様性の
19 保全に対する気運の醸成を図ります。特に子どもたちにとっては、幼い頃から自然や生
20 きものに親しむことで、命の尊さを学び、自然への畏敬の念を感じることが重要ですが、
21 近年は都市部などで身近な自然を感じる機会が減っていることから、家庭や地域社会に
22 における環境学習の機会と場づくりが必要です。

23

24 (リーディングプロジェクト)

25

○きょうと生物多様性センターと連携した生物多様性保全の取組の推進

26 府内各地の生物多様性に関する情報を収集し、地域の特徴や魅力を見出し、発信を行
27 うことで、府内の生物多様性に係る理解促進や地域への愛着につなげます。また、収集
28 した情報を活用した普及啓発や環境学習により、人材育成や保全に係るネットワークを
29 形成します。

30 また、センターがコーディネート機能を担うことで保全に係る様々な主体の連携・協
31 力関係を構築し、効果的かつ持続可能な生物多様性保全の取組を展開します。

32 <情報の収集>

- 33 • 分布などの生物多様性情報の集積・データベース化

1 ・各主体における標本・文献等資料の保有状況の把握

2 <情報の活用>

3 ・民間企業や大学等研究機関、保全団体等の多様な主体のネットワーク

4 ・民間企業や大学等研究機関、保全団体等の連携による保全活動のコーディネート

5 ・民間企業や保全団体等の保全活動や事業の際の環境配慮などに関する相談

6 ・民間企業等に対する情報と専門的知識に基づく助言・提案

7 ・生物多様性に係る調査等

8 <次代への継承>

9 ・資料や情報を活用した環境学習、人材育成及び情報発

11 **情報収集の強化**

12 **●希少種を中心としたモニタリングの強化、生物多様性情報のデータベースの構築**

13 保全団体に対し「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づく登録(地
14 域住民等と協働して保全回復事業を行う団体として府が認定)を広く呼びかけ、登録団
15 体が行うモニタリングに対して支援を行います。きょうと生物多様性センターにおいて、
16 モニタリング結果や、文献も含めた府内の野生生物の分布情報等を収集し、データベー
17 ス化を推進するとともに、ビッグデータとして多様な施策等に活用します。また、府立
18 植物園や、府内の研究者、民間団体が保有する「標本」のデジタル化を推進します。

19 環境分野をはじめとする大学の学生によるフィールドワークを通じた情報の収集や
20 モニタリングの実施等、京都の学生の力を最大限に活用します。

23 **生物多様性保全の気運を高める**

24 **●自然に親しむ機会や場の創出**

25 生物は文化財であり教育財であるという観点のもと、京都環境フェスティバル、府立
26 植物園や鴨川、都市公園など身近な緑地での観察会や人材育成のための講習会の開催、
27 自然公園等の整備、「京都府地球温暖化対策条例」による屋上緑化の推進などにより、
28 幅広い年齢層の府民が自然に親しむ機会や場を創出します。

29 また、府立植物園100周年を契機とした、標本庫や展示スペース、学習拠点の整備
30 をきょうと生物多様性センターと連携して推進します。また、科学館や郷土資料館などの
31 施設との連携を進め、地域の生物多様性情報や資料の保全を推進し散逸防止を図ります。

1 ●「生物多様性」への関心を高め行動変容を促す取組

2 きょうと生物多様性センターと連携し、自然に親しむ機会や場に関する情報の発信、
3 地域の動植物図鑑を掲載するポータルサイトの開設などにより、積極的に生物多様性へ
4 の関心を高めるための情報を発信します。また、A I 画像認識による生物情報アプリや、
5 デジタル技術を活かした手軽に生き物を観察できる「デジタル標本」を活用し、小中学校教育やセミナーなどの環境学習を推進するとともに、府民の生物多様性への関心を高め、「生物多様性」の認知度（言葉の意味を知っている人の割合）の向上を図ります。

6 また、府民の一人ひとりが自然を身近に感じることで、生物多様性のために行動できる
7 よう、生物多様性に配慮した商品の購入や、プラスチックごみの削減、食品ロスの削
8 減などについてより良い消費行動を周知啓発し、行動変容の促進を図ります。

9 ●生物多様性保全に係る活動の拡大

10 きょうと生物多様性センターを拠点とした環境学習、調査活動、保全活動等をN P O
11 等の民間団体と協働して行います。住んでいる地域、性別、年齢などを超えて広く府民
12 に参画いただくため、様々な層に対応したプログラムを用意し、府民の生物多様性への
13 関心を拡大させるとともに、N P O等の民間団体の活動の活性化を進めます。

14 また、大学・学生のまち京都の強みを活かし、大学生に対する知識の普及と活動への
15 参画を促すとともに、新たな感性による生物多様性のプログラム開発の支援等、次代を
16 担う人材の活動の場を創出します。

17 ●生物多様性保全に向けた多様な主体との対話・情報交換

18 きょうと生物多様性センターや自然環境保全京都府ネットワークと連携し、経済団体
19 や保全団体、府民との対話・情報交換を推進します。

20 ●生物多様性シンポジウム等の実施

21 身近な生きものや自然、生物多様性に関する府民の理解を深め、保全活動への参加促
22 進を図る機会創出に向け、生物多様性の国内外の動向や、府内の生物多様性保全に関わ
23 る団体の取組紹介など、生物多様性シンポジウムの開催等を開催します。

京都府生物多様性地域戦略 行動計画の体系

行動計画	主な取組
------	------

1 森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全

リーディングプロジェクト	
30by30 目標に向けた保護地域や OEMC による保全の推進	生息地等保全地区の指定の推進、社寺林や企業の森などの自然共生サイト認定の推進、保全活動に対する助言・専門家の紹介
企業による生物多様性・自然資本に配慮した持続可能な事業活動の拡大	生物多様性に配慮する企業の取組・支援、生物多様性企業認証制度の創設、パートナーシップ協定制度の創設、サステナブル産業との連携によるGX産業の創出
【公共事業等】	
「『環』の公共事業」の見直し	生物多様性に配慮したガイドライン改訂と市町村・民間への普及
グリーンインフラや Eco-DRR など自然を活用した取組の推進	自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備の推進、流域治水対策の推進
生物多様性に配慮した緑化の推進	「生態系被害防止外来種リスト」に記載の外来種の使用を避ける周辺環境と調和したのり面緑化、地域性種苗の利用推進
【法律・条例に基づく保全】	
自然公園、自然環境保全地域における適切な保全	法や条例に基づく貴重な自然環境の保全
希少種の保全	条例に基づく希少野生生物の保全施策の推進により、希少種の絶滅の危険度のランクを下げる
【その他の保全活動】	
指定希少野生生物以外の希少種・普通種の保全の推進	情報収集や普及啓発、保全活動の支援 身近な緑地における生物多様性保全の推進 自然共生サイト認定の推進
自然環境保全京都府ネットワークや保全団体の活動・交流の活性化	交流会・勉強会等を通じた、団体間の連携による様々な活動の展開、団体活動の活性化、保全団体の登録の促進
希少野生生物の域外保全の推進	府内動植物園・水族館等との連携による希少種の域外保全の実施(遺伝的多様性にも配慮)
気候変動対策等の環境問題と生物多様性保全の一体的な取組推進	気候変動適応センター等との連携による取組の実施 再エネ導入時に生物多様性とのトレードオフを最小限とする配慮

2 人の積極的な関与による里地域の再生

リーディングプロジェクト	
野生鳥獣の広域的な個体数・生息環境の管理	近隣府県との共同による広域的保護管理計画の策定、下草刈りや緩衝地帯の整備など、生息環境の管理による被害軽減、軋轢の解消ニホンジカの捕獲強化
ビジャーセンター等を核とする里資源の適正利用	京都丹波高原国定公園ビジャーセンターや道の駅などを拠点としたエコツーリズムや保全活動、環境学習の展開による里地域の活性化
【野生鳥獣害への対策】	
総合的な有害鳥獣対策	捕獲強化による個体数管理、侵入防止柵の設置、誘因物の除去、ICT技術の活用、捕獲等の担い手の確保・育成
【魅力的な地域づくり】	
(里地域との交流)	
エコツーリズムの推進	エコツーリズムの促進、観光事業者との対話を進める。

	京都の伝統や文化、景観を守り継承する活動の支援	文化庁等と連携した京都の伝統文化の保護・継承の支援 林業景観の保全のための森林の適切な維持・管理の推進
(里地域の再生)		
	持続可能な農山漁村コミュニティの創出	地域共同活動の最適化、外部人材の活用、有害鳥獣対策支援 農村漁村地域等への移住促進
	荒廃農地の有効活用	荒廃農地を地域特産物の生産に活用、最適な土地利用への転換促進
	地域資源を活用したビジネスの創出と生物多様性保全の好循環	希少種保全を通じたブランド產品の創出など地域経済の活性化に貢献するビジネスモデルの創出
(里地域の産業振興)		
	京野菜などブランド農林水産物の推進	ブランド農林水産物の生産・販売拡大、付加価値向上により、農山漁村の振興、耕作放棄地・放棄林の減少を図る
	環境にやさしい農林水産業の推進	「京都府みどりの食料システム基本計画」に基づいた持続可能な農林水産業の推進。地球温暖化の防止や生物多様性の保全に繋がる環境負荷低減事業の支援、農業資材のプラスチック削減
	府内産木材の増産・利活用による林業の再生	担い手の育成・確保、基盤整備などによる府内産木材の増産、施設における府内産木材の利活用
	ジビエ利活用の促進	野生鳥獣の肉（ジビエ）の利活用のため、食肉処理施設や流通システムの整備、消費者へのPR、飲食店等での利用拡大などを推進
	水産資源の持続的な活用	天然水産資源の適切な利用・管理の推進、養殖漁業の拡大、内水面水産資源の回復
【二次的自然の保全、回復】		
	生物多様性に配慮したモデルフォレスト運動の展開	「京都モデルフォレスト運動」と連携し、企業の社有林等を活用した生物多様性保全活動を展開。研修会・交流会等普及活動の実施
	生物多様性保全型の水田作り（ビオトープ等）	保全団体や農業者の協力をのもと、昔ながらの水田環境を維持し、生物多様性を保全。環境学習に活用
	保全活動におけるドローンやAI（人工知能）等の科学技術の導入促進	ドローンやAI、環境DNA分析技術等による野生生物の生息状況把握、行動解析・予測など、作業の省力化や担い手の負担軽減につながる技術の導入を支援
	海岸における環境改善	海岸林や藻場、干潟等の保全・再生、漂着ごみ清掃、ブルーカーボンの推進、環境改善活動等の推進

3 早期対策による外来生物の脅威の排除

リーディングプロジェクト		
	地域と連携した外来生物防除の取組の推進	防除の取組に対する支援体制を構築、講習会など地域住民や学生等の若手を巻き込んだ普及啓発・防除の実施
【普及啓発】		
	京都府外来種データブックの更新、危険性の周知	府内に生息する外来種の調査を行い、データブックを改訂。ウェブサイトや学校教育等を通じて、正しい知識と危険性を周知
	「京都府外来生物対策マニュアル」の改訂、府民や市町村への普及促進	府内に生息する特定外来生物の見分け方や対策を記載したマニュアルを改訂・周知し、防除活動を促進
	外来種の飼育動物の遺棄防止	外来種の飼育動物の遺棄による定着・生息拡大を防ぐため、所有者の終生飼養の徹底や遺棄防止の啓発などを推進
【防除活動】		
	特定外来生物バスターズによる初期防除の徹底	特定外来生物の侵入モニタリングと初期段階での徹底防除を実施（府、研究機関、専門家等で組織）
	防除協議会の設置による住民や市町村との協働駆除	定着した特定外来生物で、著しい生態系被害や人的被害・経済被害をもたらす生物の広域的防除を府内関係部局・市町村・自治会等と協働で実施

4 生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

リーディングプロジェクト	
きょうと生物多様性センターと連携した生物多様性保全の取組の推進	生物多様性情報の収集やデータベース化、多様な主体の連携推進やコーディネート、普及啓発・人材育成・情報発信
【情報収集の強化】	
希少種を中心としたモニタリングの強化	自然環境保全京都府ネットワークや希少種保全団体が行うモニタリングを支援。調査結果を生物多様性センターで収集し施策等に活用
【生物多様性保全の気運を高める】	
自然に親しむ機会や場の創出	自然観察会の開催や自然公園の整備、屋上緑化の推進などによる、府民が自然に親しむ機会や場の創出
「生物多様性」への関心を高める取組。消費行動の啓発などにより行動変容を促す取組	きょうと生物多様性センターにおける情報発信や普及啓発の実施などにより、生物多様性の認知度の向上を促進 食品ロス削減などを含め、生物多様性に配慮した消費行動の選択肢を周知啓発し、行動変容を促進
生物多様性保全に係る活動の拡大	民間団体等との協働により環境学習、調査・保全活動等を実施、府民の関心の拡大と民間団体等の活動の活性化を促進 大学生を巻き込んだ活動の場の創出
生物多様性保全に向けた多様な主体との対話・情報交換	経済団体や産業・流通団体との対話・情報交換 きょうと生物多様性センターや自然環境保全京都府ネットワークと連携し保全団体や府民との対話を推進
生物多様性シンポジウムの実施	きょうと生物多様性センターと連携したシンポジウムの実施による府民意識の向上の促進

第5章 推進方策

1 推進体制

生物多様性に関する取組は、様々な政策分野と密接に関係するため、府内の関係部局との一層の連携が必要です。関係部局の策定する関連計画の進捗状況や個別施策の実施状況を把握・整理し、連携した生物多様性の取組を図ります。

また、戦略の目標達成に向けては、府が中心となって各種施策を推進するとともに、取組をより効果的に進めていくため、きょうと生物多様性センターと連携しながら、国、市町村、企業、大学・研究機関、教育機関、NPO 等の民間団体、府民といった様々な主体と連携・協働していくことが重要です。

連携推進体制を強化するため、きょうと生物多様性センターにコーディネーターを配置し、多様な主体の連携・協働関係を構築するハブ機能を強化するとともに、環境関係組織等が参画する「環境プラットフォーム（仮称）」を構築しつつ、持続可能な事業体制を確保するために基金を創設し、事業連携や共同事業を推進します。

本戦略の推進にあたり、それぞれの主体に期待される役割を示します。

（1）府の役割

各主体が人間と自然の関わりについて正しく理解し、適切な役割分担のもと、生物多様性の保全に関する取組が自主的に行われるよう、その目標、施策の方向、役割などを示すとともに、各種の制度や社会資本の整備、生物多様性に関する情報の提供など、取組の推進に必要な基盤づくりを行います。

また、府自らも、生物多様性への負荷の軽減を十分に考慮するなど、環境に配慮した行動を率先して行います。

なお、施策の推進にあたり、京都府環境審議会自然・鳥獣保護部会、希少野生生物保全専門委員会などから助言、評価を受けるものとします。

- きょうと生物多様性センターとの連携による、国、市町村、府民、N P O等の民間団体、企業、大学・研究機関等の多様な主体の生物多様性保全に係る協力・連携関係の構築と取組の促進
- 生物多様性の社会への浸透に向けた、幅広い層が親しめるような啓発活動や環境教

1 育・学習活動や保全活動の推進

2 ➤ 自然公園等の重要地域の保全・回復

3 ➤ 生物多様性を支える基盤である農林水産業の活性化、農山漁村の振興

4 ➤ 森里川海の生態系ネットワークの維持・形成に向けた取組

5 ➤ 生物多様性に係る自然環境や野生動植物に関する調査・情報収集、情報共有の推進

6 ➤ 京都府職員自らも環境に配慮した行動を率先して実施

7 など

8 (2) 市町村の役割

9 地域の特性を踏まえた生物多様性の施策を住民や企業と一体となって推進するとともに、住民や企業の取組に対する支援や助言を行うことが期待されます。

11 ➤ 市町村版生物多様性地域戦略の策定や、森里川海の連環の視点を取り入れた土地利用計画の策定など、地域特性に応じた取組の推進

14 ➤ 自然とのふれあいや環境学習を通じた住民の生物多様性に対する理解の促進

15 ➤ 里山の整備や湿原の保全、希少野生動植物の保護等に取り組む住民やN P O等の民間団体との協働

17 など

18 (3) 企業の役割

19 企業は、その事業活動が社会経済活動の中で大きな位置を占めるとともに、様々な形で生物多様性・自然資本に依存しているため、事業継続性の確保の観点から、生物多様性・自然資本を適切に保全・管理していくことがビジネスにおける一つの主要な経営課題として捉える見方が高まっています。

23 そのため、自らの事業活動に伴って発生する生物多様性への負荷を低減するために必要な措置を講じるとともに、事業活動における自然資本及び生物多様性への影響や依存及び、それらを踏まえたリスクや機会を適切に評価した上で、目標を設定し開示していくことが期待されます。

27 また、地域社会の一員として地域の保全活動へ積極的に参画することや、従業員が活動に参加しやすい職場環境づくりに取り組むことも、ESGに配慮した活動として期待されます。

31 ➤ 事業や社会貢献活動を通じた森林や里山などにおける生物多様性の保全・再生

32 ➤ 保有している土地や工場などにおける生物多様性の保全、生態系の適切な管理

33 ➤ 生物多様性の保全に配慮した原材料の確保や商品の調達・製造・輸送・販売 など

1

2 (4) 大学・研究機関の役割

3 大学・研究機関は、生物多様性に関する状況を的確に把握するための調査・研究、
4 得られた成果の社会への還元、生物多様性の保全に資する技術の開発、生物多様性に
5 関する知識の普及や研究者の育成などを推進することが期待されます。

6

- 7 ➤ 地域のニーズに応じた研究活動の実施、研究成果の還元のための報告会の開催な
8 どアウトリーチ活動
- 9 ➤ 大学・研究機関の所有する土地における生物多様性の保全、地域の活動への参加
- 10 ➤ 各主体の取組への助言や協力
- 11 ➤ 学校への出前授業や環境学習
- 12 ➤ など

13 (5) 教育機関（学校等）の役割

14 教育機関は、学校教育の場として、広く府民の知識習得や体験活動を増進させる役
15 割が期待されます。また、学校以外の場においても、きょうと生物多様性センター等
16 を通じた学習や体験、活動への参加の機会を提供することが期待されます。

17

- 18 ➤ 生物多様性や人と自然のつながりに関する関心の醸成、知識の向上の推進
- 19 ➤ 生物多様性に関する指導者や担い手の育成
- 20 ➤ など

21 (6) NPO等の民間団体の役割

22 様々な環境問題を解決するために、地域における各主体の連携・協働の必要性が高ま
23 っている今日において、NPO等の民間団体には、きょうと生物多様性センターや自然
24 環境保全京都府ネットワークと連携し、地域に根ざした生物多様性の保全活動を推進し
25 ていくことが期待されます。

26

- 27 ➤ 地域特性に応じた生物多様性を保全・再生するための様々な活動の実践
- 28 ➤ 地域、学校、企業が行う自然環境保全活動や環境学習活動などへの助言・指導・協力
- 29 ➤ 大人から子どもまで幅広い参加を受け入れるためのプログラムの提供や体制づくり
- 30 ➤ 幅広い分野の環境活動団体との連携や、行政機関、大学などとの協働による活動の
31 展開
- 32 ➤ など

33

34

1 (7) 府民の役割

2 生物多様性の保全と持続可能な利用が日常の暮らしと密接な関わりがあることを一
3 人ひとりが認識して行動するとともに、生物多様性への負荷の少ない生活様式の実現に
4 向けて自主的に行動すること、生物多様性を豊かにする活動へ積極的に取り組むことが
5 期待されます。

6

- 7 ➤ 環境学習や自然観察会への参加
- 8 ➤ 生物多様性の保全活動や府民参加型の調査への協力
- 9 ➤ 家庭や地域における幼い頃から子どもが身近な自然や生きものに親しむ機会づくり
- 10 ➤ 環境にやさしい農業や資源保護の認証、リサイクル素材の使用など、生物多様性に
11 配慮された農産物・商品・サービスの選択と購入
- 12 ➤ 上記の行動等を通じた生物多様性に対する意識の高揚、生物多様性を豊かにする取
13 組への主体的な参画

14 など

15

16 2 進行管理

17 (1) 数値目標

18 以下に各行動計画に係る目標を示します。目標を設定する事項は、リーディングプロ
19 ジェクトなど、重点的に取り組むものを中心に選定しています。

20

	事項	現状(令和4年)	目標(令和9年) または目標年
【森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全】			
01	生物多様性の保全が図られている区域数（生息地等保全地区の指定数及び自然共生サイトの認定数）	1	10
02	生物多様性パートナーシップ協定制度（仮称）の創設と締結数	—	創設年：令和5年 締結数：10
03	生物多様性企業認証制度（仮称）の創設と認証数	—	創設年：令和5年 認証数：20
04	条例に基づく指定希少野生生物の指定種数	30	38
05	条例に基づく登録団体の数（延べ）	10	15
06	自然環境保全京都府ネットワークの会員数	36	50
07	「『環』の公共事業行動計画」ガイドラインの改訂	—	令和6年
08	「建築物等の緑化促進制度」の緑化面積	88万m ²	103万m ²
09	「京都府希少野生生物保全推進員」の委嘱者数	29人	60人

10	京都府レッドデータブック掲載種の絶滅の危険度のランクを下げた種数	7種	15種（令和9年）
11	希少野生生物の域外保全を実施した種数	19種	50種

【人の積極的な関与による里地域の再生】

12	「第二種特定鳥獣管理計画」（京都府、令和3・4年策定）より ツキノワグマ：人身被害の未然防止、地域住民の精神的不安の軽減、農林業被害の軽減、個体群の安定的維持	人家周辺の誘因物除去 トタン巻き、電柵の設置、加害個体の捕獲等	人身被害回避（緊急捕獲） 生活環境被害（予察捕獲） 加害個体の除去・捕獲 (果樹・養蜂・クマ剥ぎ)
	ニホンジカ：生息頭数	96,000頭（令和2年）	48,000頭（令和8年）
	イノシシ：農作物被害額	121,000千円（令和2年）	60,000千円（令和8年）
	ニホンザル：農作物被害額	14,000千円（令和2年）	7,000千円（令和8年）
13	歴史的な文化遺産や文化財などが社会全体で守られ、活用されていると思う人の割合	84.4% (令和4年)	90% (令和8年)
14	ビジャーセンターの整備などを通じた、府内の自然公園におけるワイルドユース来訪者数の増加	697万人 (令和3年)	1,600万人
15	農業振興地域の農用地における再生可能な荒廃農地面積（「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」より）	70ha (令和3年)	0ha
16	ビジャーセンターなどの関連施設のプログラム参加者数	2,158人（令和3年）	3,000人
17	環境にやさしい農業の取組面積	2,160ha（令和3年）	3,000ha（令和9年）
18	府内産木材の利用量	14万m ³ （令和3年）	25.7万m ³ （令和8年）
19	野生鳥獣のジビエ利用量	66.0t（令和3年）	83.5t（令和8年）

【早期対策による外来生物の脅威の排除】

20	外来生物防除講習会の実施回数	—	30回
21	外来種防除の事例集作成	—	令和7年
22	特定外来生物バスターズによる侵入・定着防止対象種数	3種	5種
23	外来種データブックの改訂	—	令和5年
24	「外来種」または「外来生物」の認知度（言葉の意味を知っている）	83.2%	80%

【生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成】

25	きょうと生物多様性センターによる保全に資する連携・協力関係の構築数	—	50件
26	生物多様性センターホームページ閲覧数	—	50,000ページ/年
27	「生物多様性」の認知度（言葉の意味を知っているまたは聞いたことがある）	72.2%	80%
28	「山陰海岸ジオパーク」の認知度（行ったことがあるまたは聞いたことがある）	56.9%	80%

1
2

3 **(2) 達成状況について**

4 数値目標等を毎年確認することで戦略の達成状況を把握し、定期的に京都府環境審議
5 会自然・鳥獣保護部会及び京都府生物多様性地域戦略専門委員会に報告し、助言や評価
6 を受け、京都府環境白書や府のウェブサイトにおいて公表します。

7

用語集

昆明・モントリオール生物多様性枠組

2030 年までに達成すべき生物多様性に関する世界目標であり、カナダのモントリオールで開催された生物多様性条約第 15 回締結国会議（COP15）で 2022 年 12 月に採択された。自然と共生する世界に向けた 2020 年までの世界目標である愛知目標を引き継いだ世界目標。

30by30 目標

2030 年までに陸域と海域の少なくとも 30%以上を保全することを目指す世界目標。生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の主要な目標の一つ。

OECM (Other Effective area-based Conservation Measures)

国立公園などの保護地区ではない地域のうち、生物多様性を効果的かつ長期的に保全しうる地域のこと。

自然共生サイト

民間企業等が管理する民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を生物多様性保全に貢献する場として環境省が認定する仕組みのこと。

ネイチャーポジティブ

2020 年をベースラインとして、2030 年までに自然の損失を止め回復軌道に乗せる（reverse）こと。2030 年までに自然を純増（net positive）させることで、2050 年までに自然を完全に回復させることができると予測されている。

グリーンインフラ

1990 年代後半頃から欧米を中心に使われてきた、自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用する考え方のこと。我が国では、社会资本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組と整理されている。

自然を活用した解決策（NbS、Nature-based Solutions）

自然が有する機能を持続可能に利用し、多様な社会的課題の解決につなげる考え方のこと。IUCN の 2016 年の定義では、「社会課題に効果的かつ順応的に対処し、人間の幸福および生物多様性による恩恵を同時にもたらす、自然の、そして、人為的に改変された生態系の保護、持続可能な管理、回復のための行動」とされる。

生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR、Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）

グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、地域において防災・減災対策を実施・検討する際に、自然災害に対して脆弱な土地の開発を避け、人命や財産が危険な自然現象に暴露されることを回避する（暴露の回避）とともに、生態系の持続的な管理、保全と再生を行うことで、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域をつくる（脆弱性の低減）という考え方。